

## 平成14年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1日(12月18日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
町長行政報告.....	4
一般質問.....	10
谷川次重君.....	10
横嶋隆二君.....	21
石井福光君.....	38
漆田修君.....	48
散会宣告.....	56
署名議員.....	57

### 第2日(12月19日)

議事日程.....	59
本日の会議に付した事件.....	59
出席議員.....	60
欠席議員.....	60
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	60

職務のため出席した者の職氏名.....	61
開議宣告.....	63
会議録署名議員の指名.....	63
議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	63
議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	66
議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	69
議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	71
議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	72
議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	74
議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	76
発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	78
議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	79
議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	81
議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	83
議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	91
議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	93
議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	95
議第72号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	98
閉会中の継続調査申請書の件.....	100
議員派遣の件.....	100
閉議及び閉会宣告.....	101
署名議員.....	103

## 平成14年12月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1日）

平成14年12月18日（水曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	籠田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君

総務課長	小	島	徳	三	君	企画調整課長	谷			正	君
住民課長	内	山	力	男	君	税務課長	外	岡	茂	徳	君
健康福祉課長	土	屋		敬	君	建設課長	山	本	正	久	君
農林水産課長	高	野		馨	君	商工観光課長	飯	泉		誠	君
生活環境課長	鈴	木		勇	君	下水道課長	勝	田		悟	君
会計課長	佐	藤		博	君	教員会 事務局長	楠		千代	吉	君
水道課長	渡	辺		正	君	財政政 行主幹	鈴	木	博	志	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 修 治 主 事 勝 田 智 史

---

#### 開会宣告

議長（藤田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成14年南伊豆町議会12月定例会を開催いたします。

(午前 9時30分)

---

#### 議事日程説明

議長（藤田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

#### 開議宣告

議長（藤田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和 熙 君

---

#### 会期の決定

議長（藤田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から12月19日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月18日より12月19日までの2日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

議長（藤田国広君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

この報告は、今回の定例議会より報告させていただきます。

9月定例会において会議規則の一部が改正され、会議規則第119条に議員派遣の条文が追加され、議決されたところであります。

報告内容といたしましては、町議会で決定した行事及び郡議長会・県議長会・全国議長会主催で開催される行事等に参加した事項であります。

諸般の報告事項といたしましては、お手元に配付いたしましたおりの行事内容でありますのでご了承ください。

以上、諸般の報告を終わります。

---

### 町長行政報告

議長（~~藤~~田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成14年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の8項目について行政報告を申し上げます。

石廊崎周辺地域活性化検討会について。

本町の観光は、石廊崎から始まったと言っても過言ではない賑わいを見せた時代もありました。しかし、社会情勢の変化により、現在では来遊客の減少で年間24万人の入り込みと予想されます。こうした状況の中で伊豆県行政センターは、石廊崎が抱える諸問題を解決すべく、石廊崎活性化に向け、町及び石廊崎地区関係者を初め交通機関、南伊豆町観光協会、南伊豆町漁業協同組合、石廊崎関係観光施設、下田海上保安部等の関連機関に働きかけ、伊豆県行政センター所長を座長に20人の構成で「石廊崎周辺地域活性化検討会」を本年5月30日に発足させ、第3回の会合までに諸問題を協議し、12月6日の第4回会合で石廊崎周辺活性化プランの集約がなされました。

活性化の柱として、新たな魅力の創出、既存資源の魅力の向上、ホスピタリティの醸成、新情報発信システムの構築、他地域との連携強化等の活性化を進めていくことで意見がまとまり、既に石廊崎区では、12月4日、全日本空輸株式会社から講師を招き、接客マナーを演題に講演会を企画し、区民こぞって勉強会を開いたところであります。

また、町では、石廊崎灯台の参観化に向け下田海上保安部が実施している海の日、灯台記念日のイベントに協賛し、観光PR用パンフレットと温州みかん等の配布で記念日を盛り上

げてまいりました。今後も石廊崎灯台を観光資源の一つとして、今まで以上にPR等を実施していく考えであります。そして、10月10日には、参観灯台の実現に向けて、南国伊豆観光推進協議会の各首長の協力をいただきまして、連名で要望書を作成し、東京の「社団法人燈光会」に要望してまいりました。

今後、来遊客数をさらに的確に把握するため調査も実施し、石廊崎灯台の参観化が一日も早く実現できるよう努力する所存であります。

「第5回みなみの桜と菜の花まつり」と「第3回南伊豆菜の花ツデーマーチ」について。2003年2月5日から3月10日まで開催する「第5回みなみの桜と菜の花まつり」は、第4回の入り込み客の24万4,000人をさらに上回るものと見込まれます。しかし、駐車場の確保が年々難しくなり、今回は前回までの出店会場を貸し切りバス等の乗降場所に変更し、花見客の乗降の安全を図ることとしました。また、下田土木事務所では、来宮橋とゆけむり橋の左岸を、歩行者安全対策として護岸階段工事により歩行が可能となる工事も始めております。また、本町で施行している観光施設整備事業の二条川河口にかかる歩道橋も、開催日に間に合うよう施工業者と連絡を密にしながら進めております。そして、前回も行いました「菜の花ウエディング」であります。2003年は塩尻市との姉妹都市提携から25周年に当たるため、「菜の花ウエディング」も塩尻市から1組、その他21組の応募の中から、町内出身者の1組が決定いたしました。こうした募集成果は「みなみの桜と菜の花まつり」のPRに一役を担っており、非常に有意義なことと思います。この祭りは寒い時期で大変ではありますが、町議会の皆様を初め、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、賀茂4市町村によります「第5回伊豆早春フラワーウォーキング」が、1月の下田水仙ツデーマーチを皮切りに、2月は河津桜ツデーマーチ、3月は第3回南伊豆菜の花ツデーマーチ、4月は松崎ツデーマーチが開催されますので、大勢の町民の皆様が参加されますようお願い申し上げます。

清掃センターのダイオキシン対策工事完成について。

平成9年から施行されたダイオキシン類特別措置法により、本年12月1日から排ガスの排出基準が強化されることになったため、平成13年から14年度継続事業とし、8億3,263万5,000円の巨費を投じて、株式会社タクマ東京支社と契約を締結し施工してまいりました「廃棄物処理施設排ガス高度処理施設等整備工事」も10月25日をもって完成いたしました。

これによりダイオキシン類の排出量は、工事着手前の測定値では1号炉が5ナノグラム、2号炉が11ナノグラムでしたが、工事完成後の性能試験での測定値は、それぞれ0.061ナノ

グラム、0.012ナノグラムと大幅に削減され、環境省が定めるガイドラインの基準値5ナノグラムの約80分の1、400分の1という極めて良好な結果が得られました。また、ダイオキシン以外にもばいじんや塩化水素ガスなどの有害物質の排出量も大幅に減少し、煙突からの黒煙も水蒸気のみでの白煙となり、大気汚染防止の効果は歴然としております。

今後は、排出量の基準値の遵守と施設の延命化を図るため、維持管理に傾注する所存であります。

第3回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第3回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が、11月30日、静岡市・清水市を舞台に県内全市町村が参加のもと開催されました。この日、当町選手団は全員よく健闘し、53町村中第17位という好成績をおさめました。多くの町民の皆様のご声援に感謝しつつ、ここに大会の概要をご報告申し上げます。

第3回の駅伝競走大会を迎えるに当たり、まず本年4月に南伊豆町駅伝実行委員会を組織し、選手の発掘や指導体制の確立を図ってまいりました。そして、6月には30名の選手候補者が出そろい第1回の合同練習に入り、以来、11月24日まで10回の合同練習を重ねてまいりました。監督の指導理論のもとコーチの実践的な指導がよく浸透し、充実した練習が展開されました。

大会前日、11月29日の出発式においては、南伊豆幼稚園の園児からかわいい声援を受け、かつ手づくりのお守りまでいただき、選手一同感激を深くしたところであります。

いよいよ大会の当日となり、県庁をスタートし、草薙陸上競技場のゴールまで10区間、42.195キロメートルのコースで熱戦が繰り広げられました。我が町の10名の選手は、それぞれに自己ベストを尽くし走りました。中でも、40歳以上の選手が走る第3区では区間第2位、中学生男子が走る第6区では区間第7位、小学生が走る第2区では区間第11位など、すばらしい成績を上げました。郷土の期待と名誉を胸に、町民の応援を背に歯を食いしばって走り、必死にたすきを渡している姿に大きな感動を覚えました。

成績としては、第1回大会が14位、第2回大会が12位であったことからすると、今回は順位を下げ入賞を逃がす結果となりましたが、賀茂地区町村では3年連続第1位でありました。こうした努力の成果は、必ずや町民の郷土への誇りを高め、そしてまた、町民の世代を超えた連帯感を強めていくものになると考えています。

最後にもう一度、選手団のご尽力と町民の皆様のご支援に深く感謝を申し上げ、報告といたします。

平成14年度南伊豆町文化講演会について。

去る12月1日、作家の五木寛之氏を招いて、南伊豆町文化協会と南伊豆町教育委員会主催による文化講演会を中央公民館で開催しました。

この文化講演会のねらいは、社会の最前線で活躍している文化人を招聘し、町民の文化意識の高揚を図るとともに、生涯学習社会の形成を推進するところにあります。

この文化講演会を成功させるべく、ポスターの掲示やチラシの配布、新聞掲載等行ってきましたが、講演者が著名な方であった関係もあり450人を超える満員の入場者を迎えることができ、その中には下田市を中心に町外からの入場者も多数ありました。

講演内容の概要ですが、「明るく、楽しく、常にプラス思考で」といった激励第一の現代的風潮に疑問を呈し、「悲しみや苦しみをありのままに受容し表現することが現代社会の諸問題の中で生きる最善の心構えではないか」と、仏教的な諦観や他力思想に基づいて持論を展開されました。ほとんどの聴講者が熱心に話に聞き入り、会場に深い感銘の輪が広がりました。いつになく若年層の来場が多かったことも印象に残ることでありました。

次年度の文化講演会も、この経験を踏まえ、より多くの町民が参加し、すぐれた文化に触れられる機会となるよう計画していきたいと考えております。

町営中木住宅耐震補強改修工事について。

昭和49年5月9日、伊豆半島沖地震により壊滅的な被害を受けた中木地区の災害復旧事業として、鉄筋コンクリートづくり3階建て、1階部分ピロティ方式による2棟12戸の町営中木住宅が昭和50年5月31日建設されました。

その後、老朽化及び塩害による外壁のクラック、雨漏り、扉の腐食等の小規模修繕を繰り返し、その間、入居者には大変不便をかけてまいりました。

また、近年予想される東海地震対策事業として、国庫補助事業による耐震診断を平成8年度に実施したところ、「耐震性能は劣るので被害を防ぐため補強が必要であり、補強計画として、1階の強度不足及び耐性の不足を補うため補強壁を設ける」旨の提言を受けました。そこで、本町では平成13年8月7日に、株式会社池田建築設計事務所と耐震補強改修計画・設計を委託契約し、同年11月29日完了いたしました。

平成14年2月5日、中木生活改善センターにおいて入居者及び近隣住民に対し工事説明会を開催し、平成14年5月27日、建設業者6社による指名競争入札を行い、株式会社保坂建設が落札し、同年5月28日契約をいたしました。

耐震補強改修工事は、平成14年5月29日から着手し、総事業費4,776万9,750円のうち国

庫補助事業費 3,720万円で、1階ピロティ耐震補強壁A棟9カ所、B棟6カ所、鉄骨階段取替え工事A棟4カ所、B棟2カ所、外壁防水型塗装A棟1,333平方メートル、B棟621平方メートルを施工、町単独事業費1,056万9,750円で、屋外防水改修工事A棟279.4平方メートル、B棟138.1平方メートル、ベランダ等改修工事を施工し、平成14年12月5日完成いたしました。

今後とも入居者の方々が安心して居住できるよう、適正な維持管理に努める所存であります。

市町村合併について。

賀茂地区の市町村合併は、「賀茂地区合併問題調査検討会」を本年5月29日に「賀茂地区合併検討委員会」と名称変更し、7市町村での合併の可能性を調査・検討しております。その組織として、賀茂地区の7市町村長を委員とする「賀茂地区合併検討委員会」、助役で構成される「賀茂地区合併検討委員会助役会」、合併担当課長等による「賀茂地区合併検討委員会幹事会」となっております。

また、賀茂地区各市町村の事務事業を細部にわたり調査・検討するため、総務担当、企画担当、税務担当、議会担当、会計担当、福祉担当、住民担当、環境衛生担当、商工観光担当、農林水産担当、建設担当、上下水道担当、文教担当、外部団体担当等々、各市町村の主管課長、係長などで構成される14の専門部会、おのおのの担当職員などで構成される分科会を設置し、事務事業の洗い出しなどを行っているところであります。

また、本年8月1日から「賀茂地区合併検討委員会」の事務局を静岡県下田総合庁舎内に新たに「合併推進検討室」を設け、賀茂地区7市町村から職員1名ずつ派遣し「賀茂地区合併検討委員会」の事務全般を行っており、南伊豆町からも企画調整課の職員を派遣しております。

次に、市町村合併の住民に対する広報などがありますが、賀茂地区における合併の特集として、7市町村共通の内容で「広報みなみいず」の6月号、7月号、8月号で広報し、「市町村合併「私たちの未来のまちを話し合いましょう。」」のパンフレットを全住民に配布したところであります。

そして、賀茂地区住民を対象とした市町村合併に関する地区説明会を「賀茂地区合併検討委員会」主催により、7市町村で10月10日から11月20日までの期間に実施いたしました。

東伊豆町では9会場、出席者646名、河津町では10会場、出席者436名、下田市では6会場、出席者349名、松崎町では5会場、出席者284名、西伊豆町では17会場、出席者559名、

賀茂村では7会場、出席者 282名、南伊豆町では、町内各地の秋祭り後の11月6日から11月20日の間に8会場で実施し、480名の出席者がありました。

また、賀茂地区合併検討委員会主催による合併講演会を、元NHK解説委員で総務省市町村合併推進会議委員の山田吉孝氏を招き、「地域の未来と市町村合併」の演題で、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町は、11月14日下田市民文化会館において、松崎町、西伊豆町、賀茂村は、11月22日西伊豆町健康増進センターで開催いたしました。

次に、賀茂地区の市町村合併に関するアンケートであります。平成14年4月1日現在で賀茂地区住民の18歳以上の25%、1万7,632人を無作為抽出し、賀茂地区住民の方々の市町村合併に関する考え方や方向性などの把握を目的とし実施いたしました。

南伊豆町につきましても2,261名の町民の方々をお願いしたところでありますが、東伊豆町では、賀茂地区7市町村にとらわれないなどの事情により、内容などを一部変更して先行実施し、過日、その結果の概要が新聞等で紹介されております。その他の賀茂地区6市町村は、内容等を同一とし、11月25日に住民の方々に郵送し、12月10日までに賀茂地区合併推進検討室に返送することとなり、今後、集計・分析を進めることになっております。

主要建設事業等の発注状況について。

平成14年度第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

入間地区消防団詰所新築工事 976万5,000円、高橋工務店。南伊豆町清掃センターゴミクレール改修工事 1,029万円、極東サービス株式会社。14年災 501 / 304農業用施設災害復旧工事 315万円、五味建設株式会社。下賀茂地区観光歩道橋新設工事 4,672万5,000円、長田建設工業株式会社。町道下小野線道路維持（その2）工事 204万7,500円、有限会社ヤマダ組。町道子浦区内3号線道路維持工事 259万5,600円、株式会社西田。町道万耕地線道路改良工事 2,740万5,000円、伸和建設。町道伊浜区内3・5号線道路改良工事 1,974万円、株式会社保坂建設。町道前田線災害防除工事 370万6,500円、株式会社村山工務店。町道成持吉祥線道路改良工事 336万円、株式会社保坂建設。石原田2号橋架替工事 216万3,000円、有限会社山崎建設。14災10号（普）山田川河川災害復旧工事 811万6,500円、旭産業株式会社。14災12号（普）毛倉野川河川災害復旧工事 203万7,000円、有限会社ヤマダ組。町立三浜小学校水路付替工事 2,824万5,000円、池野ブルドーザー株式会社。町立三浜小学校法面防災工事 4,200万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業手石処理分区マンホールポンプ設置工事 2,625万円、株式会社二和工業商会。石綿セメント管更新事業下賀茂地区配水管

布設替工事 1,627万 5,000円、有限会社志村パイピング。石綿セメント管更新事業加納地区配水管布設替工事 1,753万 5,000円、飯泉設備工業。下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第3工区）2,121万円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第4工区）614万 2,500円、株式会社塩崎工業。

以上で、平成14年12月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（藤田国広君） これにて行政報告を終わります。

---

#### 一般質問

議長（藤田国広君） これより一般質問を行います。

---

#### 谷川次重君

議長（藤田国広君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

かつて経験したことのない不景気が続きます。悲鳴を上げたいような毎日であります。これから先の見通しはつかず、新しい年が来るものかという思いであります。

交通事故でとうとい命をなくす人たちが1年間で1万人とか大変な数であります。さらに考えさせられますのは、自分で自分の命を断つ人たちが実に3万人にも及ぶという話であります。それも経済苦による自殺、リストラ、ローン等に直面した中高年が多いということで、胸が痛くなります。新聞には連日、来年度地方財源不足が過去最大、来年度予算案で総務・財務省方針補助金削減、来年度予算国債36兆円台後半、さらには、消費税率引き上げ検討等の文字が躍り、国も県も財源不足に苦慮しているありさまがうかがえます。

そういう状況の中で、当町でも来年度の予算編成作業が進められていることと思います。現在、総務課長ヒアリングが終わり、その修正の後、ことし12月末までには現町長のヒアリングが行われ、1月中旬には15年度の骨格予算の内示がされると伺っております。ことしの予算編成は、1月末に町長選挙が行われることを踏まえまして骨格予算となるかと思いますが、どなたが町長になられたとしても恐らく骨格部分は変わらないでしょうし、また岩田町長は2期目もやりたいと強い意思を持って手を挙げられましたので、来年度の予算に関してはそれ相応の思いも込めていらっしゃるでしょうし、責任もあるかと思えます。

そこで、次に予算編成に当たっての基本方針、以下は、岩田町長が後援会事務所開きに当

たって述べられたということを踏まえましての質問であります。観光と農業を結びつけての地域活性化、環境にやさしいまちづくり、健康福祉センター建設計画についてお尋ねいたします。

初めに、来年度予算編成に当たっての基本方針を伺いたいと思います。

歳入面では、先ほど述べましたように大変厳しい中でありますけれども、町当局は不景気による町税の減収をどれぐらいと見ておられるのか。2点目に、地方交付税交付金の減収の予想はどれぐらいと踏まえられ、それにどう対応されているのか教えていただきたいと思えます。3点目では、どのようにして、大変な中、税収確保を進めていくお考えなのか。

次に歳出面では、1つに、歳出額をできるだけ少なくするようどのような取り組みを指示しているのか。2点目に、予算執行の執行率をどう考えているのか。3点目に、三役等の報酬を下げる考え等はないのか。

以上の点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

ご存じのとおり、平成15年度予算は3月定例町議会の議案提出者となりますので、骨格予算を原則として、行政事務の継続性のためその準備に取り組んでいるところです。現在私が考えているところでの答弁となりますので、ご了解お願いしたいと考えております。

予算編成に当たっての基本方針ということでございますけれども、少子高齢化の進展、地方分権の推進等により行政需要はますます多様化している中で、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画に基づく基盤整備、中でも住民生活に直結する事業等は推進し、町民のサービスの向上に努める必要があります。

一方で歳入は、恒久減税や景気の低迷による町税の減収、制度の見直し等による地方交付税の減額が見込まれ、財政調整基金の繰り入れに頼らざるを得ない厳しい財政状況での予算編成となります。このような中で、経常経費の削減やその工夫、また事業の選択による重点化を図りつつ、財政の効率化を進めることとしています。

質問の平成15年度の町税の見込みですけれども、平成14年度予算対比においておよそ3,800万円の減、率にして4%の減少を見込んでおります。不景気の影響による減収は、町民税個人分、法人分、入湯税等の減収が見込まれ、また、基幹税目である固定資産税についても、平成15年度の評価替えによる在来家屋の3%減価分約2,600万円、減額が見込まれて

おります。また、地方交付税、譲与税交付金についても見込みを立てにくい状況で、現段階ですと、どの程度の減額になるか非常に苦慮し、国、県の動向に注目しているところであります。

地方交付税の減収分については、基準財政需要額に100%算入される臨時財政対策債の起債で対応する予定です。

町税の税収アップは、今日の不況下において課税面での増は見込みにくいので、納税意識の高揚を図るとともに、京浜地方等への滞納整理をふやすことを考えております。

また、歳出額につきましては、全般にわたって経常経費の削減に努め、庁用車管理の一元化等、工夫・検討していきたいと思っております。また、事務事業の選択による重点化を図り、財政の効率化を図る必要を強く感じております。また、予算執行につきましては、執行率にこだわらずむだな支出をしないよう努め、効率的な運営に努めたいと思っております。

公務員の給与改定に伴い話題となっております三役の報酬引き下げにつきましては、教育長、町会議員の皆様を含めた中で改定が必要かどうか、郡町村会の申し合わせにより、本町は特別職報酬審議会を12月10日に開催し、諮問したところです。この答申を待ち、改定が必要な場合は皆様にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 今説明のありました中で、町税の税収アップの中で、納税意識の高揚を図っていくというのと、京浜方面ですか、滞納整理を行うと。具体的にどういうふうに取り組まれるお考えなのかと、歳出の面で、庁用車管理の一元化という話と、それから事務事業の選択による重点化というのを具体的にお答え願いたいと思っております。

それからもう一つ、財源調整基金を取り崩さざるを得ないという話でしたけれども、現在この財政調整基金、どのような状況になっているかをお答え願いたいと思っております。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 最初の分については税務課長、そして庁用車管理等については総務課長、また財政についても総務課長より答弁させます。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） 答弁させていただきます。

納税意識の高揚の関係ですけれども、現在我が町の徴収率は、平成13年度決算ベースでございますが、現年度分、過年度分を合わせて85.45%であります。つまりこれは、人数に例

えれば、100人のうち約15人の方が未納となっているということになります。したがって、この方たちへ滞納整理を通じて納期内納付、あるいは口座振替を申請していただくと。いわゆる税は納めなければならないという意識を持たせていきたいと、そういうことでございます。

それからまた、南伊豆町納税貯蓄組合連合会、これは区長会でございますけれども、その会合の中でも税の納期内納付等と呼びかけ、あるいは「広報みなみいず」お知らせ版等によるPRに努め、全体としての町民の方々の納税意識の高揚も積極的に行っていきたいということでございます。

それから、京浜地区の滞納整理でございますが、固定資産税を中心に京浜地区の方でもかなり滞納額がございます。したがって、現在のところ5月、12月、3月、年間おおよそ3回をそれぞれ、ことしの9月には6人の職員で行って来ました。2泊3日で東京の方へ泊まりまして徴収したと。それから、12月ですけれども、先週2組で行って、たまたま今日、明日、明後日と、2泊3日で1組の職員が出張の滞納整理に行っています。それから、3月につきましては、2組4人で京浜地区を中心にやはり滞納整理を行いたいと、このようなことでございます。

以上です。

議長（ 藤田国広君 ） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、お答えをいたします。

先に庁用車管理の一元化等、小さなことなんですけど、事務改善というよりも、もう一つといたしまして、各課管理の庁用車が現在38台ほどあります。その中で、例えば建設課の災害車であるとか、そういった一部を除きまして17台を総務課管理といたしまして、共有車として、それで総務課管理の共有車であいているのを貸し出す、そういう形で車自体をフル回転できるように、活用できるような形に改めていきたい。そういう中で、車が現在38台ある中である程度減らすことができるかなと、効果が上がるかと考えております。

それから、事業の選択による重点化、これも町民ニーズが高い中で非常に難しいことですが、財源があつての話でございますので、事業につきましては、例えば補助金の見直しが前々から言われておりますが、それから事業の整理、合理化、そういったことを考えていきたいなと思います。

それから、財政調整基金の繰り入れにつきましてですが、これは南伊豆町財政調整基金条例の方に一般会計財政調整のために設けるものであるんだよということの中で、処分をできるのが、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において不足額の財源に

充てるとか、5項目ほどございます。そういう中で、どうしてもやらなければならない三浜小学校とか、そういった中で財源不足が生じた場合には、ある程度詰めるものは詰めた中でこれも使わざるを得ないのかなと。

14年度の例を見ますと、14年8月末の資料なんですけど、財政調整基金が10億 5,379万9,000円ほどあります。これを、現在まだ取り崩してはおりませんが、ダイオキシン対策等で、一応予算上は4億 6,600万円、財政調整基金の繰り入れを予算化しております。ただこれは、先ほど町長が申しあげましたとおり、むだなものは使わないようにして、4億 6,600万円の繰り入れを減らしたいなどは考えております。

全体の基金で22億 9,000万円ぐらい、一般会計の基金でございます。その中の10億 5,000万円が財政調整基金になっております。

以上でございます。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 9月議会での長野県山形村に視察に行った折に、その説明に当たってくれました職員が、ごみの問題にしても、それから町の、そこは農業立村だと言っておりましたけれども、その説明に当たっても、職員まで、村長さんというかトップの考えが上から下までずっと貫いているなど、しっかり教育されているなどということに大変感動を覚えたものでありますけれども、この経費削減に当たっては、やはり町長さんの意気込みというのが大変重要になってくると思いますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今言われたのは、ある意味では職員の意識改革というのも重要なポイントになるんじゃないかなということは重々承知しております。その中において、私もこの4年間、町職員と、対話と責任と尊重ということを理念にやってきたわけですが、これからは本当に意識改革、そして財政改革等々は、職員の、その行政の中で、町民全体を考えた中で行政はどうあるべきかということ、本当に真剣に考えなければいけない大切な時期に来ているというのを私は自覚しているということは、デフレが進行し、そして町民の町職員に対する考えは、本当に公務員はいいなというのが大きな流れになりつつあるわけです。そういうことを踏まえた中で、このチャンスを逃したならば町職員の意識改革はない。

現に給与の削減、ボーナス、そして退職金の削減等々あるわけです。じゃなぜその削減があるのかということ考えたときに、日本国の大きな流れの中に、公務員という位置づけが、本当に厳しい位置づけがされつつあるわけです。それを前提に、本当に町民のことを考える

公務員になろうということこれからしっかりと勉強していかなければいけない、また指導していかなければいけないと私は考えております。

それと、昔のことですけれども、私は以前民間企業で働いておりまして、ちょうど30年前のことですから参考にはなりませんけれども、企業改革という、企業の、今でいう機構改革と同じような、財政再建というのを大きなテーマとして職員教育があったわけです。その中で「むだ・無理・むら」という、3M運動ということをお記憶しております。そういうことを踏まえた中で、何をやれば町民に対し一番還元できるかということをお大きな目的とし、むだのない効率的な行政をこれから指導していかなければと、意を強くしているところであります。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 民間の会社では、一度赤字を出しますと、それを取り戻すに大変だということで、今必死になっているんな事業展開をやっているわけでありましてけれども、黒字に転換ということで、不名誉な再建団体をようやく抜け出せる見通しがついたということで、福岡県のある町の話が載っておりました。

再建団体に転落したと。この間、町単独事業は原則廃止、各種団体への補助金もカット、職員給与は県内最低水準に落ちたと。水道の基本料金は12%、町営住宅の家賃は2割程度、し尿処理代はほぼ2倍と、それぞれ段階的に引き上げた。こういうふうにして黒字に転換したということで、その町長さんが、「一たん転落してしまうと、行政サービス低下は避けられない。住民には大変つらい思いをしてもらった」という話をされておりましたけれども、どうか今の町長のことを踏まえて、さらに経費節減に努力されるように要望いたします、次の質問に移らせていただきます。

町長さんの話の中で、観光と農業を結びつけての地域活性化という話がされておりましたので、それは具体的にどのようなことを考えられているのか、またどういうふうにして進められているのか。

それから、ちょっと心配になったのは、その町長さんの考えの中には漁協とか建設業対策というのはないのかなと、こういう心配をいたしましたので、その点お聞きいたします。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 大きなテーマとして、地域活性化への取り組み方ということですが、まず観光と農業を結びつけ地域活性化ということについて述べさせていただきます。

みなみの桜と菜の花まつりは、二級河川青野川の親水性を利用し、荒廃農地の美化に取り

組み、町民の観光客との交流に大きな期待が寄せられていますが、さらに自然まつり事業の継続助成を考えております。

また、商工会が3年間かけて実施している地域振興活性化事業は、体験交流・案内人養成・新規事業の創出の3部門で研究がなされ、15年で総括としてまとめられます。これらの推進を助成し、成果に大きな期待をかけているところであります。

また、最近注目される動きとして、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センターが設立され、ゆとりやいやしを求めて自然体験型エコツーリズムや協働を理念とした活動が大いに期待され、尊重しているところです。

漁業振興対策では、水産教室の開催や水揚げ魚類の鮮度維持のため、製氷貯氷施設整備への助成を考えていきたいと考えております。

また、建設業対策では、若者の就労が多いので、公共下水道事業やダム関連事業、その他基幹整備にもできる限り取り組んで、景気対策にも寄与していきたいと考えております。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 賀茂村に行った折に賀茂村の方から、今の観光の面では、いわゆる体験交流が大変お客さんに喜ばれているという話を聞きまして、先ほど商工会ですか、地域振興活性化事業というのが行われていると。それは現時点でどのように総括されているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 商工観光課長に。

議長（藤田国広君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） ただいまの地域振興活性化事業の件ですが、商工会が13年度から実施しております。その体験交流部会の関係でございますが、八王子あるいは所沢方面から、商工会等を通じまして、1回目は30名の募集をいたしまして、13年度には29名、14年度は24名でやっております。こちらにある産業といたしますが、竹炭あるいは陶芸、それと民宿等に泊まりますと、イカの一晩干しの体験でありますとか、そういった身近な体験ができるものでやっております。

来たお客さんは、二、三度南伊豆は観光に来ておりますけれども、こういった細かいおもてなしといたしますが、体験ができるということはすばらしいということで再認識して、あえて観光を第一としてPRをしていきますという約束で体験交流を実施しております。

案内人養成部会等でございますけれども、これは南伊豆町の南史会にお世話になりまして、

13年度には14年度の2期生として募集しましたら、1名ということで、現在15名でやっております。みなみの桜と菜の花まつりの案内を主にしておりますけれども、地域の歴史文化あるいは名所旧跡というところで案内をし、2年目の14年度には各方面の取り組みをしていただいて、2年目のまとめとしてガイドブックを作成していこうという計画になっております。

新規事業の創設部会でありますけれども、やはり地場産品の新しいものを開発していこうということで、竹炭を使ったパンあるいはラスク、そば等を研究し、先日、11月29、30日ですか、池袋のサンシャインでその製品を試験販売いたしました。大変ラスク等につきましては、ほかのものの業者も興味を示しまして、かなりいろんな質問、問い合わせ等があったみたいでございますけれども、何せまだ成分分析等はしておりませんので、成分分析等を実施した上で、ちゃんとした製品化に向けてさらに取り組んでいくということであります。

15年度の最終年度でありますけれども、検討したというか、研究し、反省材料をもとに再認識し、それをまとめて今後の地域に密着した産業の振興に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 先ほど町長のお答えの中で、建設業に関して若者の就労が多いという評価されておりましたけれども、全くそのとおりでありまして、どうか少ない仕事の中で、発注に当たっては地元企業への配慮を、要望お願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

環境にやさしいまちづくりという話をされておまして、これも先ほどと同じように、どういふふうなお考えで進められているのかお聞きしたいと思います。

あわせて、周りを見ますと山が大変荒れておまして、これは、今もうとても1人の個人の力でどうのこうのする段階ではないと思いますので、私は前から、土木の公共事業が減っていることもかんがみまして、そのパワーを道路整備事業と同じように森林整備事業というふうに通じて、そこに人間を投入できないかなというふうに考えているんですけども、そこら辺をあわせてお答え願いたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 環境にやさしいまちづくりへの取り組み方でございますけれども、まず初めにごみ処理についてですが、分別収集とごみ処理指定袋制度を実施してから1年間が経過し、ほぼ制度が浸透し、ごみの減量化と再資源化の推進、集積場所の美化にも役立って

おりますが、町内山間部の道路際には、建設廃材、家電製品等の不法投棄が後を絶たない状況であり、住民のごみに対する意識の啓蒙と監視に努める所存であります。

また、清掃センターのダイオキシン対策工事が完了し、排気ガスや焼却灰は改造前に比べ格段にきれいになっております。反面、施設の稼働に要する費用が大幅にふえることが見込まれますが、環境保全対策の必要経費と考えております。

次に、河川や港湾など公共水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽の推進、また、本町では4番目となる妻良漁港漁業集落環境整備事業を平成16年度に工事着工するため、基本設計を実施する予定であります。

町土の80%を占める森林はご指摘のとおり荒廃した状況で、森林整備計画の対象となる人工林についても管理が行き届かない状況であり、天然林につきましても、そのほとんどが民有林であるため活用されず著しく荒廃している状況で、森林の持つ水源涵養機能が低下しております。県下で同じような状況の中、静岡県は森づくり百年の計とする事業策定を計画していると聞いており、この事業に期待しているところであります。

今後は、町民のご意見を聞きながら、森林組合、NPO法人、伊豆農林水産活性化センター等の協力を得ながら、整備活用を検討してまいりたいと考えております。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 町長の環境にやさしいまちづくりという話が新聞に出たところに合わせて、実は私、一条の区民の方から、一条川の上の原頭首工というんですかね。あそこのところに魚道をつけてもらいたいという、こういう要望を受けました。

あそこに頭首工ができてから魚の形態が変わって、昔いたウナギが全然いなくなった、何もいなくなったというお話を聞きまして、何とかもとの形態を戻してもらいたいと話聞きまして、実はその話を聞いたときに、そこの仕事を私若いころ携わりまして、そのころは若くて仕事一本でしたので、そういう魚道をつくるなんていう意識もありませんで、ただ役所の人から与えられた設計書のとおりいいものをつくれればいいという考えしかありませんでしたので、その話を聞いたときに大変反省させられたんであります。これ環境とあわせまして、魚道の問題をどういうふうにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 一条川上賀茂地先の魚道につきましては、昨年度策定された二級河川青野川河川整備計画の動植物の生息環境の中で、取水堰での魚類の移動の確保が求められるとあります。現在、県単事業で、平成15年から2カ年事業で魚道設置の可能性の調査を伊豆

農林事務所に要望しておりますので、推進したいと考えております。

議長（ 藤田国広君 ） 谷川君。

2 番（谷川次重君） これは伊豆農林の方で事業化されるととらえていいんですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

2 番（谷川次重君） わかりました。

最後に、健康福祉センター建設ということで質問させていただきます。

去年でしたか、14年度に調査して、15年度に設計書をつくって、用地を確保し、16年度には健康センター建設に着工するという話が一時持ち上がりまして、ことし用地調査費がつくかなと思ったら、取り下げられた経過がありました。その中で、町長の事務所開きだけで、突然のように健康福祉センターの建設という話が来ましたので、大変失礼な言い方ですけども、これは町長選挙へのアドバルーンじゃないかなというふうに感じたものですからお聞きするわけですが、町長さん、どのような健康福祉センターを考えているのか。また、どのような工程で進められていくお考えなのか。その資金というかお金の面はどのようなふうで考えられているのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（ 藤田国広君 ） 町長。

町長（岩田 篤君） 健康福祉センターについては、現在賀茂郡下でできていないのは、賀茂村が現在庁舎とあわせて建設されております。そして南伊豆町だけということと、高齢化、そして老人のパワーを生かさなければいけないという大きな流れの中で、もし次の2期目をやらせていただけるならば、健康福祉センターに本当に一生懸命取り組みたいというその一念で私は言っているわけでございます。

そして、費用についても、福祉振興基金が2億4,000万円、そして庁舎の方についても6億何千万円の資金があるわけです。それを活用しながら、そして町村合併という大きな流れの中でとらえるならば、今つくらなければ、今期つくらなければいけないのかなということで、事務所開きのときにはその思いで言ったわけでございます。

議長（ 藤田国広君 ） 谷川君。

2 番（谷川次重君） 具体的に、例えば健康福祉課とかにどういう検討をしるとか、そういう指示は出されているんでしょうか。

それからもう一つ、先ほど話しましたように、一たん計画持ち上がったのが、調査費が取り下げというか、ことしつかなかった辺の事情をお聞かせ願いたいと思います。

議長（ 藤田国広君 ） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 具体的に取り下げた理由ということは、私もそういうタッチしておりませんで、当時、健康課長、それと総務課長は、15年度予算の最終の編成に当たったときに、たしか12月議会の一般質問でそういう話が出て、調査費をつけようという話はあったんですけども、今、合併を考えると、そういう中で合併と一体化したもので考えようということで、当然庁舎も建設しなきゃならないというようなことから、庁舎建設とあわせて健康センターをつくろうじゃないかということで、合併云々が決まるまでは調査等々はしないでということで予算を計上しなかったというように私は伺いました。

それで、今我々の方では新たな健康福祉センターづくりに向かって、近隣の町村の健康センター、あるいはまた図面等をもって、一応11月には財政、収入役、助役等々と打ち合わせをいたしまして、我々健康福祉課の中でどれだけの規模のものが必要なのかどうか3月ぐらいまでに検討をします。それとあと、その内容に基づきまして、来年できることならば補正予算、あるいはまた状況によっては当初になるうかと思えますけれども、翌年度になるうかと思えますけれども、そういった中で考えていこうと。敷地については、建てる場所については、今ある庁舎のところへとやろうかということで検討しております。

来年の2月ごろになりますと、合併がどうなるかということが大まかに決まってくるということで、庁舎と一体という考えでなくて、健康センターは健康センター、庁舎は庁舎というようなもので考えていきたい、このように今検討しております。

議長（藤田国広君） 谷川君。

2番（谷川次重君） 介護施設に関しましては、介護保険がスタートして3年たったこともありますし、それなりに反省点も見えてきていますし、もちろん完全ではありませんから、さらなる施設充実が図られるべきでありましようが、今後は健康予防ということが高齢社会のキーワードになることかと思えます。健康づくりの拠点となる健康福祉センターあるいは健康センター建設が一日も早く望まれることでありまして、その推進を強く要望いたし、また期待いたしまして、私の一般質問を終わりとします。

ありがとうございました。

議長（藤田国広君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで、45分まで休憩いたします。

（午前10時34分）

---

議長（藤田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時45分)

横 嶋 隆 二 君

議長(藤田国広君) 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番(横嶋隆二君) それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、今日置かれている行政の大きな2つの点について述べたいと思います。1つは平和の問題です。アメリカが国連の決定に反してイラク攻撃を準備する中、憲法9条の平和憲法を持つ日本の政府は、平和的手段でアメリカに対して説得するのではなく、最新鋭の戦闘艦であるイージス艦の派遣を政府与党3党が強行しました。憲法の集団的自衛権行使に当たる、憲法を逸脱した行為を厳しく批判しなければなりません。戦争を回避して、国連憲章にのっとった対応を強く求めるものであります。

もう一つ経済の問題では、不良債権の処理による経済政策が、悪循環が明らかになったにもかかわらず、引き続いて政府は不良債権処理を強行しています。こうしたもとで中小企業の相次ぐ倒産、失業者の増大が進んでいる、デフレスパイラルが一層急速に加速している、そういう状態であります。また、こうした中で、さらに来年度は社会保障削減による3兆円の国民に対する負担増、各種の増税、一方では大企業に対する大幅減税、こういうことが見通しになっています。

この平和の問題にしても、経済、不良債権の処理も、アメリカの言いなりでこれが強行されてきているということが、国会の審議の中で明らかになってきています。国民の生活を顧みないこうした政府のやり方を厳しく批判して、こうした政治の転換を強く求めるものであります。

さて、町村が置かれた現状で、今一番大事な問題があります。それは市町村合併の問題であります。行政報告でも関連の説明会等々のことが示されていましたが、今後この1年、市町村合併の問題に、首長、議会、そして住民がどう取り組むかということは、将来にわたっての憲法に基づく地方自治、これをどのように見るかという、厳しく問われることでもあります。また、それによって南伊豆町のあり方、住民の地域の問題が大きく左右される。自治体そのものがなくなるということでもありますから、この問題でまず質問を行います。

まず、一番最初に一つの結論を求めたいというふうに思いますが、憲法の8章では、独立の章を置いて「地方自治」、これを明記しております。この地方自治の本旨、これは、これ

までも議会の一般質問で質問を行ってきましたが、地方自治と住民自治、この2本立てで、地方自治を進める上で、市町村の自主性、そして住民の参加、住民の意思が、明確にこれに参画されなければいけない。これが憲法にのっとり、私だけではない、これは学者の見解でありますけれども、そうした点に基づいて考えてみた場合、これまで2回の質問では、住民投票の問題についてはあえて触れませんでした。事がここまで進んできた段階で、町長の認識を伺いたいというふうに思います。

というのも、これまでの質問で、一方では、合併の問題は首長が決める問題ではない、住民の問題だと。またあるところでは、住民の目線で考える、そういうことを言っていました。しかしながら、10月30日に行われた2期目に当たっての記者会見の報道を見ると、合併の問題は1市7町村で進めていくということ、はっきりとこれを出しました。この点で、私は、今までの議会でのやりとりにもこれは反するものであり、また、改めて今述べた憲法の住民自治の規定に基づいて立ち返って考えた場合に、首長あるいは議会だけが独走してやるのではなくて、住民の意思による住民投票によって住民の意思を確認する、このことが大前提だというふうに思います。

既に報道されているように、東伊豆町がそういう自主的な決定を下してやりましたが、まずこうしたことを手続上すべきだというふうに私は思いますが、町長の見解を伺います。

議長（藤田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町村合併問題は住民投票にすべきではないかという、本当に大変難しい質問でございますけれども、今回の平成の大合併につきましては、国は合併特例法の改正をして、平成17年3月31日と期限つきで市町村合併を強力に推進しております。また、全国では、合併論議が対岸の火事ではなく、それぞれの地方公共団体が議論の高まりの中で、一部では東伊豆町のようにその方向性を住民投票にゆだねる自治体もあると。これは現にあるわけです。

賀茂地区の市町村合併につきましては、その枠組みの問題、特例法の期限やさまざまな要因を考えたとき、本年5月29日に立ち上げた賀茂地区合併検討委員会で、それを含めてまず議論、そして考えていくと、そういうことを私はずっと基本的に考えておりました。そして住民投票ということは、まず5月29日に首長会で立ち上げたのは1市5町1村、これは小さな合併より大きな合併という大きな流れがあるわけです。そういうことを踏まえた中で、首長は、5月29日の時点においては1市5町1村がベターということで合意しているわけです。

から、私はそのときに住民投票というのにはなかったわけです。首長の、少なくとも今回は住民の方々に合併とは何ぞやという啓蒙を図るためにも、私は1市5町1村というのを当然大きな目的としてやるべきだと考えております。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） もう少し的確に質問に答えてほしいわけですが、5月29日の立ち上げとは別にこういう状況が進んでいる中で、東伊豆なども自主的に物事を考える。東伊豆町も5月29日のときには、こうした場に、その後の会合にも出ているわけです。賀茂郡の首長会議、これは最終的な意思決定機関ではないんですね。あくまでも住民の最終的な意思決定機関は、現状では議会であります。

しかしながら、今話したように、合併の問題は時の首長が考えただけの問題で左右されるものではない。そこに住んでいる、この南伊豆に足をおろしている1万4000人の人々がみずから考えて、しかも東伊豆町は18歳からの有権者を対象に住民投票をするということでありますけれども、こうした点にのっとりても、みずからの検討会を立ち上げて1市5町でやるというのは、最終的な決断ということは余りにもとんでもない。最初は検討委員会、検討するというで立ち上げたわけですね。その後、あなたは9月の議会でも、住民の目線で考える、そういうことを言っていました、こうした今言った発言は、住民の意思を踏みにじる、そういう見解ではありませんか。もう一度答えてもらえますか。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私が住民の目線で考えるという、それは今も同じでございます。町村合併について、私も地区懇談会等々開いて、本当に困っているなというのが、もし町村合併になったときに、本当にメリットは何かということを考えたときに、私は、大きなタイトルの中で財政問題が大きく取り上げられているわけです。しかし、地区懇談会を開いたときに、本当に高齢者の方々がこの財政問題だけでいいのかなというのを、懇談会の中でしみじみと私は感じております。ですから、町村合併について推進論者であるけれども、少し、言葉ちょっと悪いんですけども、慎重にやるべきじゃないかなというのはずっと堅持してきたつもりでございます。

ですから、その中で、ただ財政だけで本当にこの問題が論じられていいのかどうか、それは考えておりますけれども、西尾委員長の、12月1日ですか、市を合併の条件にするかとか、そういう大きな流れ、そしてまた、私が町村合併について大きな町村でなければいけないというのを考えたのは、去年私、町村合併について、2時間ばかり県の勉強に伺ったわけです。

その中で、大きな合併になれば50数億円のメリットがあるよと。そして、例えば下田とやった場合は幾らぐらいの試算を聞いたわけです。ですから私は、今後少子高齢化、そして福祉ということを考えてときに、本当に——現に私が、あと20年たったときに介護を利用するかもしれません。そのときに介護問題を真剣に考えたならば、今のままの介護を受けられるかどうか。私はそういうことを考えたときに、やはり政治の流れとして大きな流れに乗らなければいけないのかな、そういうことは常々考えております。

ですから、同じ目線というのは当然私は今も考えていますし、その前に、いずれ何年後はこうなるであろうと予測をするのも私は政治の一環と考えて、そして私は、あの事務所開きということでは言わせていただくならば、考えるときは町民のサイドで考えますよ。しかし、判断するときは高所から判断するということは間違いなくっております。ですから、その高所がいつになるのかそれはわかりませんが、少なくとも政治というのは、皆さんのことを考えるのが町長の責任であります。ですから、今言われたように、矛盾しているという考えはありません。

議長（藤田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 自分で納得していても、これは客観性の問題でありますから、住民の中で、これは私も住民説明会に出ましたが、わずか、有権者でも8,800人いる中で、説明会、これも一方的な説明会——一方的と言っちゃ悪いですけども、押しつけるわけではないけれども、一方的な情報交換。しかも、質疑に対してもまともに答えられない状態がありました。これが、いわゆる行政の執行者の与えられた範囲の中で決断できる材料は何もないということが見てとれているわけです。住民が出された質問に逐一答えられていて、その上でそういう判断をされているのであれば、また別な観点もありますけれども。

それで、今の答弁を振り返ってみると、西尾委員長の言葉が出ていました。小さな町村は認めないという発言。これは、この説明会の中でもそういうことが進めれているということが言われていました。今の答弁では、それをそのまま認めて、それだから仕方ないと、そういう動きですね。

その点で確認したいのは、11月27日に渋谷のNHKホールで全国の町村長大会がありました。非常に緊迫した中でありますので、全国から3,200人の町村長がこれは出てきました。これは赤旗で一面に、何段抜きですか、出ていますけれども、朝日新聞ではこうした事実すら9段の一番下にわずか七、八行しか出ていない。国民にも知らせない中でこういうことが出ているんだが、3,200人の町村長が鉢巻きをしてこういうことをしている。あなたはこれ

に出られたのか。

それで、西尾氏の言明は、最初、西尾勝副会長ですね。国際基督教大学の教授、これは、第1次答申のときには、合併は今やるべきではないという前提でいたと。地方制度調査会その後の動きの中で、自民党や民主党などに何度も呼ばれて、今から直ちに手をつけるべきだと。本来客観的であるべき地方制度調査会が、政党に呼ばれて脅しをかけられて、それで今の町村合併ですね。小さな町村は認められない、こういうことを言明しているもので、これは、自治体を担っている長だったら憤りを感じてこれに抗議をする、そういう姿勢を持つのが当然ではありませんか。これがこの説明会の中で、こうした事実が示されないで西尾氏の立場が説明されている。まさに一方的な説明だけで、しかもそれが住民の中でやられていると。

11月12日に西尾氏がそうした表明をした直後に、もうその日のうちに全国町村会は抗議の声明を出しているんですね。全国町村会は、山本文男会長も含めて抗議の声明、そして緊急重点決議ということで4つの点を挙げています。市町村合併は自主的に行うべきものであり、強制しないこと。2つ目、人口が一定規模に満たない市町村を小規模と位置づけて、権限縮小をすることは絶対に行わないこと。3つ目は、税源移譲等により町村税財源の充実確保を図ること等々。4番目は、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持する必要な総額を確保すること、こういう決議を挙げられているんだが、先ほどの質問に、あなたはこうした全国町村会の立場に対してどのような見解を持たれているのか。

議長（**藤田**国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） この決議について、11月27日東京都内で行われた全国町村会大会で、政府などが小規模自治体の権限縮小を検討しているところへの緊急決議であります。強制的合併の反対、また小規模自治体の権限縮小への反対、町村への財源の確保、そして地方交付税の財政調整機能などの堅持を盛り込んだ内容となっております。

合併をめぐるのは、政府の地方制度調査会の西尾勝副会長や自民党プロジェクトチームが、合併をしない小規模自治体の権限縮小などを盛り込んだ案をまとめマスコミにも発表しているところでもあります。今後は、情報収集を考慮しながら賀茂地区合併検討委員会にて議論したいと考えております。

議長（**藤田**国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 具体的にこれに対する抗議、自主的な見解がないというふうに見たいと思うんですが、それでは町長、この問題で、この質問の項目に、合併特例法は住民にと

って本当に有利なのか、交付税算定特例の内容というふうに書いています。あなたは、1市5町で大きくなればいいという表明をしていました。一方では財政問題だけでいいのかという、そういう確固とした立場に立たない発言の中で、住民投票はやらないで進んでいくという見解でありますけれども、一体南伊豆町民にとって合併特例法のメリットは何なのか。交付税、合併特例債ですね。合併特例法による交付税算定の特例について、南伊豆町にとってどのようなメリットがあるのかお答えください。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今回の合併に関しましては、国はさまざまな合併推進策を打ち出しているところであります。主なものとして、合併協議会の設置、そして住民発議制度、市町村計画の作成、市となるべき要件の緩和、地域審議会の設置、議員の定数の在任期間に関する特例、地方交付税の額の算定特例法、地方債の特例法等々であります。平成17年3月31日までの特例と考えられますので、少子高齢化が進展する中で、将来を考え、また社会福祉の基盤整備のためにも役に立つと考えております。

議長（藤田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは余りに中身がないというふうに思うんですね。というのは、今るる述べましたけれども、いわゆる合併をして税財源の問題で得か損とか、今バスに乗りおくれなくて合併に進もうと。そういう意見の中には、意見の主要な柱ですね。合併特例債に飛びついていこうということであります。1市6町であればより大きな特例債が何かもらえるような、そういう幻想が住民に振りまかれている。しかし、実際にこれは上限の問題があって、7つがまとまれば300億円とかそういうことがありますけれども、これは借金をしていい限度で、特例債はあくまで借金であります。新たな公共事業による借金。

しかも、町長今るる述べましたけれども、合併特例債、この推進の合併支援プランでうたっている合併特例債を活用できる事業は、まちづくりのための建設事業に対する財政措置と、もう一つは、合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置で、ほとんど8割方以上9割方は、新しい庁舎建設するとか主要建設事業なんです。それが、この間合併を進めてきた市町村の実態であります。こうしたことをやったおかげで、周辺の自治体は支所をつくろうにも、そこに配置する人間はいなくなると。周辺の自治体はほとんど取り残されていくと。

これは9月の質問の事例の中でも、合併をした周辺の村が、子供の人口がいなくなってしまう、そういう事例を私は挙げてやりました。こうした点を誠実に考えれば、もっとこの問題に関して疑問を持っていいのでありませんか。合併特例債、いわゆる合併特例法によって

算定10年後、そして11年後から交付税が漸減される問題に関しても、あたかも今の交付税額がすべて保障されるような錯覚がありますが、この問題についてはどのように見ているのか。この点を答えてもらえますか。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 市町村合併が行われると、一般的には経常経費などが削減され、新しい自治体の普通交付税は、合併前の市町村の総額に比べ減額が見込まれます。しかし、今回は、合併から10カ年度は合併前の普通交付税の合計額を下回らない額が保障され、その後は5カ年度で段階的に削減されます。賀茂地区7市町村の普通交付税の総額は、平成13年度当初予算査定をベースに試算しますと、総額 101億円となりますが、賀茂地区の人口が約8万2,000人としますと、普通交付税見込み額は約68億円で、差額の約33億円が10年間、後5年は激変緩和措置によって段階的に縮減されると考えております。

議長（藤田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 何か今の状態が保障されるかのような話ですけれども、これは合併算定額の考え方についてのQ & A、質問に対する答弁ですけれども、合併算定外は合併前の算定額を保障するのではなく、合併後の普通交付税の算定を行う当該年度ごとに、その年度の交付税の算定方式に従って、合併関係市町村がなお存続するものとして計算した額を下回らない額を保障するというので、今の額が保障されるわけでは決していない。しかも、今交付税が減らされていると。実際には、財政対策債でこれは補てんされるように法律でなっているわけですけれども、仮にそれが少しずつ減らされたとしても、合併をして大規模に減らされるそれと比べれば、まだ現状でいた方が、合併しても現状が保障されるということはどこにも書いていないんですよ。こういうことをきちんとやはり踏まえて、本当に刻一刻と情勢というか住民自治体、そして政府とのやりとりが行われているわけです。

町長、先ほど全国町村会の答弁の問題でやりましたが、地方交付税も合併しなければうんと下げられるということでありましたけれども、全国町村大会が11月27日にあって、その前に小委員会もあるわけですが、それやった後、地方制度調査会は29日に総会を開いて、3つの点を首相に提出したと。地方交付税による市町村の財源保障を堅持する。2つ目は、義務教育費の国庫補助負担制度削減を再検討する。3つ目は、国と地方の税源配分を見直し、地方税中心の歳入体系をつくる。いわゆる強制合併に大反対の全国市町村長、これは全国の町村の議長会も同じ立場でやっている。それと政府の綱引きをやっている。やはり団結した中でこうしたことが勝ち取られている。あなたはこうした立場にのっとるべきではありません

か。

11月30日の赤旗の3面に、東伊豆の片野町長のインタビュー記事が出ました。これは「合併というのは市町村の命運を大きく左右するものですから、住民投票を行って民意を問い、その意向を十分に尊重することが基本だと思います。住民が主人公ですよ」、堂々と言っている。まちづくりの主役になる若い人たちにも、参画して自治の意識を持ってほしい。このために住民投票の資格者の年齢を18歳以上としていると。

さらにつけ加えて、これは11月13日にやった賀茂郡の議員研修会のことを書いてありますけれども、「先日この町で賀茂郡下の議員研修会があり、賀茂郡の町村会長が1市6町村の合併ありきだと、盛んに合併特例債などお金のことばかり話した」と。余りに腹が立って、開催地の町長である私がいさつする際、予定の原稿はありましたが、「金のために合併はやるんじゃない。住民がどうしたら幸せになるかという観点で議論しないといけない。だからうちは住民投票をやるんだ」と、正々と言ってやりましたよと、こういう記事が載っている。まさに首長たる者、住民の意思にのっとなって、調整機構でしかない町村会の中でこういう立場を発揮すべきではありませんか。

1市5町1村、7市町村でやるという中の1つの首長が、こうしたしっかりとした6市町村の独自性、そして住民本位を貫く上で、岩田町長は考えるべきことが多いのではありませんか。教えてください。

議長（**■**田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私が先ほど言いましたように、この町村合併の大きな目的は財政再建、それは認めるわけです。しかし、将来を踏まえて少子高齢化という大きな流れの中で福祉がどうなるかということを考えたときに、私は今やらなければいけないという判断をしているわけでございます。

以上です。

議長（**■**田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 少子高齢化、地域の問題と福祉の問題ということで言われましたが、それでは、資料に配ってありますけれども、この質問の6番目に共立湊病院の問題を書いています。これは、先ほど例に出した、11月13日に行われた賀茂郡の議長会主催の合併の検討をする中間報告会、ここで公に発表された中で医療部会というのがあります。ここではなぜか、医療は全般にわたるわけですが、共立湊病院の問題が非常に重点的に書かれてあると。

それで、7月4日の会議の中では、委員の意見として、共立湊病院が縮小することも考えられると。これが合併を前提にした考えで、賀茂郡の中心地に総合病院をつくってほしいと。それに伴って、共立湊病院を縮小することも考えられる。それを受けるのが市民病院、自治医療病院であるかの協議が必要であると。

8月8日には、これが地域医療振興協会、いわゆる7市町村から受託を受けて医療をやっている主体ですが、この理事長、共立湊病院長、事務部長が出て、この中で共立湊病院の現施設は、将来的に老人施設としての活用も可能であると。こういうことが出されて、この部会の中間報告の中では、7市町村から30分以内の場所に総合病院を建設する必要があると。これそのものが地域医療計画のベッド数、そういうことを頭に入れてやったのか。あるいはまた、国立病院の再編の問題、特別措置法をきちんと踏まえて、移譲のときの経過を踏まえて発言したのはともかく、実際に受託を受けているこの法人が、しかも今非常に大事な、中間5年経過して、管理委託の契約の更新の際にこういう方向をやっている。あなたはそれを関知していたのか。

私は、南伊豆町民の立場に立って考えたときに、もうとんでもない議論だと。あなたは、合併は福祉が向上するためということを言われましたが、いわば水面下で進んでいる流れは、いわゆる公共事業、病院も新たな病院をつくって、そこにたかるか何かは知りませんが、そういう構想をつくって、南伊豆町民は一番かやの外に置かれているではありませんか。とんでもない許しがたいことがされている。あなたは管理者で、こうしたことに対してどういう姿勢を示すのか。

今、共立湊病院の管理委託契約の更新に当たっては、非常にもう減価償却費まで取らないで丸投げをしているということでこの間問題になっていますが、こうしたことと取引でこんなことをやられたらとんでもないことであります。ただでさえ半島の先端であって、医療に対しては人一倍大変な思いである。いい医療機関があれば、どこにだって行くんではありませんか。きちんとした医療ができれば、町民は6時のバスに乗っても順天堂に行くと。なぜそれが、そういうことを考えないで新しい病院をつくる、そういうことがやられるのか。これが合併の問題、合併特例債を利用してこういうことをやろうということにあらわれていることに、私はこの項目をここに入れたんですが、あなたは管理者としてこの流れをどのように考えているのかお答えください。

議長（**藤田**国広君） 町長。

町長（**岩田** 篤君） 説明会は、運営委員会を3回開いております。そして、第1回目は組

合員側の意見を言い、そして2回目は病院側の意見ということで、そして3回目はきのう開いたわけです。そして2回目に出てきた意見が、要するに今言った横嶋議員が指摘するように、取引という形を正直言って私は受けたわけです。ということは、私も議長という立場でそのときは余り発言しなかったわけですが、きのうの会合の中ではっきり私は、町村合併と病院移譲は、要するに同じ立場で考える問題じゃないと、それははっきりきのう言っております。

そして、その中でこれから検討委員会を立ち上げようということの中で、ともかく、例えば今横嶋議員が言うように、町村合併をしたときに、じゃそれが下田に行ったときにだれが一番不利益こうむる。それは現にある南伊豆町民、それは重々わかっております。ですから、きのうの会合の中で、そういうことだったら私は改めて考えますよという、まあどういうふうに考えるかこれからですが、私は病院長、議会、そして議員に、小澤議員もいるわけですが、はっきりと、とにかくもっとオープンにやるべきだということはきのうの会合の中で主張しておりますし、そして今回の更新についても、さっき言った減価償却費等々の、そして私たちの組合は、あくまでも交付税によって、そしてその医療施設の補助ということを、施設を維持するということで今までやっているわけですから、別に私たちがもうけるわけじゃないし、お互いに信頼関係を構築しようということで、きのうは私の意見として、今横嶋議員の言うような考えを言わせていただき、そしてこの25日に首長会議があるわけですから、私は、そのときは一町民の代表として意見を述べさせていただきたいなと、そういうふうに考えております。

議長（~~藤~~田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 非常に大事な問題なんで、長くなっていますが、改めて私、合併の問題、これは住民に正確な資料を出して、そして、それはもうほとんど渡っていないと。あのパンフレットだけでは何の参考にもならない。

この間の、いわゆる住民1人当たりの地方債現在高等々で、他市町村と比較するような資料が出ました。しかしながら、南伊豆町が1人当たり持っている現在高、一見高そうに見えるけれども、実際は合併特例債よりも有利な過疎債で、合併特例債は持ち出しが5%あります。しかし、過疎債は充当率100%で交付税算入率が70%、それを工夫してこれまで財源調整をやっているわけです。しかも、先ほどのやりとりでもあったように、基金の残高は25億円弱あると。そうした中で、合併の問題は、南伊豆町民にとって不利益であって利益ある方向にはないということ、これは議会の場ではこういうことを言えるわけですが、住民の

皆さんに正確な資料を出して、そして判断を仰ぐべきだと。

今、南伊豆町は、三浜地区に小学校を建てる計画をしています。その地域の子供、もう中学校を卒業していますが、中学校の統合合併の際にどういう意見を言っていたかと。自分は今までなれ親しんだ地元の小学校を歩いて、バスで通っている友達もいましたけれども、それが遠い自転車でも行けないようなところの中学に行くと。自分が大人になって子供を育てるときに、こういう地域には住めないかもしれないと。住みたいんだけど、住めないかもしれない。新たな事業をやって、小学校を地域の拠点としてつくっていく。このことに関しては私もいささかも、むしろ賛成してきた方ですが、それであつたら、本当にそういう広い南伊豆町の中の周辺地域の住民、そして子供の将来を考えた対応、そのためには、今やりとりした中でも不十分な回答あるいは認識ではなくて、住民に材料を与えて、そして議論を深めて検討すべきだと。

全国の町村会長は、こういうことを9月24日の地方制度調査会で述べています。山本文男会長です。町村合併考えること自体が、強制合併考えること、それで小さい町村をなくしてしまうという、そういうことを考えること自体が間違いだと。弱い町村があるなら、なぜ国がいい制度をつくってそういう町村が生き生きと行政がやれるようにしてやらないんでしょうかと。小さいところはもうなくなってしまえ、こうしろ、ああしろでしょう。それよりも、そんな小さなやれないようなところの町村がやれるような制度、財政を与えてあげること自体が大事なことはないか。

南伊豆町も、この間水道等々で多大な投資をしてきている。それは、国民のリゾート地として、ふだんの住民の生活以上に設備投資がかかる、そういう事業をしてきたからではありませんか。これが切り捨てられる。こういうことに対しては、全国町村会の立場に立って、毅然とした自治体の自主性を発揮した取り組みが強く南伊豆町の首長に求められているということ強く申し上げて、そして、改めて住民材料は正確な材料を提供して住民投票をやっていくと。そうしなければ法定協議会には離脱する、そういうことを強く要求してこの項は終わります。ぜひ検討してください。

次に、有害鳥獣のイノシシ、猿被害の抜本的対策をとということでもあります。これは、この間議会でもたびたび質問されて、委員会でも取りざたされてきました。大変な課題ではあると思いますが、イノシシ、猿の被害の実態把握に関してはどのようにされているのか、調査はされているのか。

猿に関しては伊豆新聞でも報道されて、東伊豆が電波発信機をつけて生態調査をやって、

未然の被害防止をやっているということではありますが、イノシシについてもこうしたことを静岡県農林事務所と協力してやるべきではないか。半島の天城等々も含めた対策委員会ができていますが、その中でどういう立場を示されているのか。

近隣の市町村の中で休猟区がある。そういう中で有害獣駆除の際にも支障がある。湊地区でも子供が追いかける。これはこの間、一般質問ではないけれども、ほかでも上賀茂あるいは下賀茂でも、住民と接する機会があるということはたびたび言われてきております。しかし、手の打ちどころがないような感じで、あいまいなまま進んできた。私は、毎年毎年事柄が進展しているという中で、やはり真剣な対策をすべきではないかという思いで提案するわけですが、以上の点に対してまず答弁をしていただきたい。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 伊豆地域では、近年有害鳥獣による農作物等の被害が深刻であり、農林業の生産性の低下はもとより、農林家の栽培意欲の減退をもたらし、これに起因して遊休農地の拡大など大きな問題となっています。特にシカ、イノシシ、猿等による米や野菜、ミカン等の農林産物の食害が急増しており、被害は死活問題となるほどであります。被害額につきましては、伊豆農林事務所管内で年間 6,000万円、東部農林事務所管内で1億 8,000円に上っております。こうした中、本年9月に伊豆地域19市町村で構成する伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会を設立し、12月13日、静岡県知事に対し有害鳥獣の生息実態調査の早急な実施及び被害防止対策事業の助成等につきまして要望書を提出いたしました。

本町におきましても、有害獣の駆除及び被害防止対策事業への助成を行っておりますが、被害は減少していない現状であります。詳しくは農林水産課長にさせますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 農林水産課長。

農林水産課長（高野 馨君） 今の第1点目のイノシシ、猿等の有害獣の調査把握をしているかというご質問でございますけれども、正確にはしてございません。被害額につきましては、推計で聞き取り等によりまして出しております。

東伊豆方式による調査ということですが、うちの方で猿の群れが出たという通報があったのは、ことし1件ありました。蛇石で現場へ行きましたら、17頭の群れでございますけれども、そのほかにそういった通報等は来ておりません。今の電波発信機をつけてその実態を把握するということが、最終的に追い払うのは人海作戦ということで、場所の問題等もありますので、このようなことにつきましては今後検討していきたいというふうにご検討しております。

ます。

なお、イノシシ移動につきましては、個体で移動するわけでございますので、なかなか発信機をつける等というのは非常に難しいものがあると思いますので、これについてはちょっと無理かなというふうに考えております。

それから、3点目の近隣市町村の休猟区の関係ですね。この見直しをというようなことですが、休猟区は賀茂地区にはございません。あるのは銃猟禁止区域というのがございますが、これは南伊豆町でいきますと、子浦の日和山、これが遊歩道がある関係で、猟期期間中の銃猟の禁止区域になっております。それと、ことし11月1日から、青野川流域を禁止区域に指定してございます。

今横嶋議員の言われているところは、恐らく広域のことだと思いますが、東部地区に銃猟禁止区域がございます。別荘地だそうです。ただし、銃猟禁止区域であってもわな等の有害獣駆除ができるわけですので、また下田市とも協議しながら対応してまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（~~藤~~田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 県というか、町村を横断して対策委員会をつくって県に申し入れたという町長の答弁ありましたが、これは町内にも対策委員会をつくるべきではないかというふうに思います。

それで、イノシシの電波発信機の問題ですけれども、この種の問題は、中国地方の農業試験場が既に平成12年のこの会議の際に報告してありまして、東京農工大学の神崎助教授ですね。これが、イノシシの分布拡大要因を明らかにするために、11頭のイノシシに電波発信機をつけて環境センター以北を調査しているということで、これはもちろん私、町だけでやるというふうに言っていないんで、県にもこういう対策を、予算かかることであるので、しかもこの会議、中国、岡山、場所はわかりませんが、中国農業試験場の方でやっているんですね。関東からも出ているんです。これは全国的に深刻な問題であるんだけど、その中で試行錯誤をして対応していると。

その中では、南伊豆町は保護策等々に対して、保護というか、防護おりに対して助成をしていると。これは12年から14年度の途中まででも140件弱やっているわけですがけれども、こうしたことだけではなくて、総合的にどういうふうにしたらいいのかと。現場の実態調査、やはりプロジェクトチームを農林水産課でつくって真剣にやっていただきたいと。被害の実

態、これは駆除申請が出ていることしか把握していないと。もっと住民から声を聞いて、かつてはハイカーが手負いのイノシシに襲われたということがありますが、住民やほかの観光客に危害を与える可能性が多いのではないかと。湊でも民宿のすぐ窓下で犬がしっぽをかみ切られて、一晩中犬が鳴いてお客さんが寝られなかったと、そういうことだってあるわけですね。やはり観光地としてのイメージダウンにもなりかねない。

これは駆除の申請を出すだけではなくて、この被害の実態、住民の声があったらそれを調査する。これが、かつてイノシシも生きる権利があるなんていう、そういう答弁に基づいて役場は無気力だって、そういうことが住民の中に広がっている。事故が起きてからでは、これはどうしようもないんで、こうした点でぜひ対策委員会を町の中であつて、町長を先頭に、農林課長を先頭につくるべきだと。

私は、イノシシは生きる権利があると、これ今ほど事が深刻になっているときに、真剣に考える意味でそういう答弁はとんでもないと思うわけですが、抜本的な対策の前にもう少しできる問題として、狩猟免許取得の助成。これは鉄砲じゃなくて、乙種、わなの免許取得の助成。それと、試験地を近くに持ってきてほしい。

第1回の試験は静岡に講習に行かなければならない。これを近くに持ってくるようにするとか、あるいは、免許の取得によりますけれども、捕獲おりを各地区にもう少し配置をする。もう一つは計画的な山の手入れ、人間とのすみ分け対策をすべきだということで、山の間伐等々に関しては一層すべきである。その観点ですが、この点に関して。

もう一つ、これは、中国地方で開かれた中では外国の例が出ていまして、フランスでは被害が発生する時期に、農地と隣接している森の中にトウモロコシを散布してイノシシをそこで食いとめるとか、ポーランドも森の中にイノシシ用の畑をつくるとか、それで農地への進出を食いとめている。こういう事例もあるんですね。ぜひ、試行錯誤はあるでしょうけれども、住民の切実な願いに真剣に心を寄せて、対策委員会を設置してあらゆる限りの対策をするべきだというふうに思いますが、これに対してご答弁をお願いします。

議長（**田**田国広君） 農林水産課長。

農林水産課長（高野 馨君） まず1点目の免許取得の関係ですが、現在免許所持者が62名おります。そのうち、わな等の免許の所持者が22名おります。こんな関係で、今試験が東・中・西の3カ所に分かれているようですが、講習から免許取得あるいは登録ということになると、かなりの金額がかかるというふうにわかっております。その助成ということですが、愛媛県の方でたまたま橋ができたためにイノシシが出たということで、助成した例を

ちょっと新聞で見ました。それはそのとき限りということのようですが、うちの方には22名の方がおりますので、この辺につきましても今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、昨年の場合には、講習会を下田の方で開くということだったので、経費節減等にも努めているところであります。または、おりの関係でございますけれども、各地区でということでした。ことし1基おりを購入しまして、湊地区で2頭ほどかかりました。その後申し込みがあるのかなと思いましたが、2件しかおりの申し込みがございませんでした。非常に重量がありまして移動に容易でないところもございますので、これらも今の免許の関係とあわせて少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後にすみ分けということですが、これにつきましても、山が荒廃しておりまして、なかなか動植物の生息環境が失われる様相がございますので、現在町としましては分収林事業、あるいは緑の資源公団等を使いました植栽等も行っております。5,000ヘクタールのうちの本当にわずかなものでございますけれども、そういった事業の活用等も図りながら、そうした動植物の生息環境の保全に、森林組合さん、あるいはそういった林業関係団体とも協議してまいりたいと思います。

以上です。

議長（**■**田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 免許取得の助成に関しては、直接支払交付金活用事例ということで、これは当てはまる集落、そうでないところもあると思うんですが、三ヶ日の、これが静岡県 の例で出ています。静岡県の農林事務所の例で、狩猟免許の取得補助を行っている。そういう ことがありますので、捕獲おり等の、これは申請と駆除の苦情の、苦情というか、いわゆる 要請の点というのは明確に区別しなければいけないと思うので、実態調査ですね。

湊の場合にも、1頭とったら、2頭とった現場のうち1頭を見えていますけれども、そのほかに子供たちが祭りの練習する機会に、お寺の境内に7頭いるとか、いつ危害があってもお かしくないと。住民、子供が家に帰れない、そういうことがあるもので、実態の把握と対策 をするというのをぜひ早急にやって、狩猟期間2月15日までですけれども、それ以降は大 変になると思うので、その準備を怠らないで進めてほしいということです。

最後、時間が非常に少なくなりましたが、介護保険の第1期事業計画期間2000年から2002 年が終わろうとしていますが、この事業見通しで、給付費と保険料との関係で見通しはどの ようになっているのか。私は、今の介護保険料をできるだけ抑制すべきであると。低所得者

の保険料の減免を拡充するべきだと。

これまでは、厚労省は一般財源の投入で繰り入れをやることはだめだと言っていたのですが、ことしの3月、坂口厚労相は、一般財源の投入であっても原則を超えて自治体がやるというのなら、その自主性は尊重するというものでありました。この点、こうした問題にのっつて、来年からの社会保障の引き上げに対しては、切り捨てに対しては反対するわけですが、そうした税収の落ち込みの中で少しでも引き当て作業をさせるべきだと。この点で、介護保険の問題で答弁願いたい。

もう一つは、基盤整備の促進で、繰り返し特養の待機者の問題と対策を質問してまいりましたが、来年度の改正の見直しを含めてどのような対応をされるのか、この点お答えしていただきたいと思います。

議長（**藤田国広君**） 健康福祉課長。

健康福祉課長（**土屋 敬君**） 給付費の見込みということですが、居宅介護については、本年度、14年度当初予算では、今実績がわかっているのは8月までですので、予算の約45%執行率で非常に需要がふえていると。反面、施設入所につきましては、今現在建設しているところはありませんが、ほぼ本年度については固まってきたかなということで、若干予算では余る見込みがあります。

これについては、当然そういう給付費が減少になりますと、予算上、国の持ち分が何%、県が何%それぞれあるものですから、当然3月の補正予算でその点については対応していきたいんですが、今回の第1回の計画の中では、今のところ単純に考えますと、7,500万円ほどの基金がございます。これについては、単純に考えた場合に、7,500万円ぐらいちょっと多目に保険料をいただいたのかなと。そればかりじゃないんですけれども、そういうことが言えるのかなと考えております。

今7,500万円、保険料につきましては、3年間変更することができませんので、今その見直しをやっている真っ最中でありまして。それにつきましては、国の方は、13年10月の介護報酬をもとに平成19年までの部分を立てなさいということでありまして、13年10月の需要というのは、非常に我々の方少ないものですから、その部分をベースといたしまして、14年1月あるいは保険者については、3月等の数値を利用して推計を立てております。それは今もやっている真っ最中で、3月の議会には、この保険料等の関係もありますので、また上程をしたいと思っておりますけれども、今、後期保健福祉計画策定委員会でその部分の策定はしております。

大体保険料につきましては、今は 2,608円という保険料ですので、これを若干上げざるを得ないのかなというところであります。まだこれは確定ではありませんので。それとあと、減免につきましては、河津町の方からも、やはり今回議会でそういう話が出まして、我々の方も賀茂郡下の福祉の担当課長会の中で勉強していきたい。当然、下田市がもう既に始めておりますので、下田市の方法と同じような形になるかと思えますけれども、検討していきたいと、このようには考えています。

あと施設につきましては、今河津町の方で70床の施設を申請してやっております。これは17年3月末で完成ということでやっております、これが19年度までの見通しといたしましては、あと140床不足するだろうというようなことから、その140床をどうするかということで、今、確定ではないんですけども、施設を1カ所増加して、あとは、賀茂郡は河津町を除いたすべての町村の特養については50床なものですから、それを増床する、あるいはまた増床しないような施設については増加するとかというようなことで、今我々担当者の中で検討しております、今後できるものについてはすべてホテル形式でありまして、すべてが個室。そうなりますと、今は大体、特養の4人部屋ですと六、七万円ぐらいで利用できるんですが、個室になりますと、その個室が加算されて、大体10万円を超えて11万円前後になるのかなと。そういうことで、非常に難しい面があるかと思えますけれども、そのようにやっております。

あと、来年の4月からは、下田温泉病院がB型病床群ということで、60床の増設を今しておりますので、さらに入所者がふえるのではなからうかということで考えておりますので、その辺も見合わせながら町の保険料の方は策定していきたいなと、このように考えております。

議長（藤田国広君） 横嶋君に申し上げます。時間がまいりましたので。

12番（横嶋隆二君） これで終わりますが、来年4月から年金額が削減されます。そういう点から保険料を上げない努力を進めてほしい、このことを要求して、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（藤田国広君） ここで昼食のため休憩します。1時から始めます。

（午前11時49分）

---

議長（藤田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 1時00分)

石井福光君

議長(藤田国広君) 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

[9番 石井福光君登壇]

9番(石井福光君) 通告により質問をさせていただきます。

1番目に、日本環境工学設計事務所の不正記事についてを議題といたします。

これは東北新聞社発行の記事でございます、本年1月、福島県二本松市発注の安達地方広域行政組合(仮称)汚泥再生処理センター建設工事に絡んで、発注者と設計事務所の癒着が浮き彫りになったという記事が記載されております。これは直接当町とは関係がございませんが、当町が施行されている、日本環境工学設計事務所、これは例のダイオキシンの工事です。この工事と関係がありますので質問させていただきます。

この不正記事の事実関係経過の内容ですが、平成14年1月7日12時ごろ、設計事務所本社第1設計部の大原氏より各メーカー11社に、1、見積もりを同年1月10日までに作成しファクスするよう。2、見積もり設計図審査について組合名で誓約書を提出する。3番目に、同年同月7日PM4時ごろ、同組合の地域振興課長菊地正喜氏より各メーカーに、参考見積もり仕様書などの詳細について、設計事務所東北支社、仙台市青葉区でございますが、から連絡しますのでよろしくとのファクスがあったと。4番目、1月9日には各メーカーに、今度は日本環境工学設計本社の大原氏の名前で、今回の内容についてはすべて破棄するとともに、今後は同組合の指示に従うようとのファクスが入っております。以上が事実関係で、問題点について質問します。内容について発表します。

問題点の指摘ですが、第1点、数十億円の工事物件が二、三日で見積もりができるわけがなく、なぜ発注者はこんなに概算日数を少なくしたのか。

第2点ですが、同組合名の書類をなぜ日本環境工学設計から各メーカーに連絡するのか。発注者である安達地区広域行政組合から各メーカーに連絡するのが当然である。

3番目、日本環境工学設計から本年1月7日12時ごろ各メーカー11社に連絡が入ったのに、なぜか同組合の菊地正喜課長名で同日3時以降、各メーカーに連絡があったこと。なぜ同組合の連絡が事務所の連絡の後であったのか。

4番目、文書によると、日本環境工学設計が各メーカーに勝手に送付したと書いてあるが、本当は同組合の菊地課長または同組合の幹部と日本環境工学との間で話ができているのでは

ないか。これは当然の癒着である。

5番目、設計事務所に対する処分。設計事務所は誓約書などを独自で送付したことを認めている。同組合は同社に対し、指名除外などどのようなペナルティーを下すのか、また菊地課長の処分はどうか今後徹底調査すべきであるというのがありまして、これは当然競争入札妨害罪に当てはまる。

妨害罪とはどういうことか。当然、偽計または威力を用いて公の競争入札の公平を害すべき行為が行われれば、直ちに成立。現に入札の公正が害されて不正の結果が生じているということで、福島県警または公正取引委員会は徹底した調査をするという記事が載りまして、これは、当町において関係がある設計事務所の不正疑惑があるわけですが、当然最近、これは別問題ですが、昨日も三井造船のごみ処理問題の汚職、またほかにも各町長の収賄事件等がテレビで報道されておりますが、この不正記事について町長の考え方、また今後この結果が出た場合の処分についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私について、福島県の安達地方広域行政組合の疑惑らしきことについて町長の考えということですが、1月に出てその結論は出ているのかどうか、ちょっとその辺についてお伺いします。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 今調査中ですが、結果はまだ、私は認識しておりません。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私の方の立場からするならば、まだ結果の出ていないあくまでも抽象的なものについてこういう公の場で本当に言うべきものか、その辺ちょっと、私は言うべき必要はないと考えております。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 町長はそういう考えでありますけれども、私は、私個人の考えの中で、こういう不正記事が載った以上は、やはり当町と関係もあるので、発注の上から当町もこういう疑惑があるんじゃないか、要するにダイオキシンの関係した監理設計をやっている上で疑惑があると思われちゃ困るなということで、町長は、大体こういう記事が載った場合どういう考えを持っているかというのを質問したわけです。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私の方も、課長に命じてその辺の調査をしております。それについては、課長の方から返事させていただきます。

議長（藤田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） お答えします。

初めに、記事に書かれている事実関係ではありますが、日本環境工学設計事務所、長ったらしいので日環工と呼ばせていただきますが、日環工が組合の指示もないのに組合の課長名で、メーカー11社に対して参考見積書と誓約書を3日以内に提出するように求めた。これが事実関係であります。そのほか2件のファクスとか、これを追認するとか、取り消すものであります。

それで、問題とされているのは、見積もり期間の設定に無理があったのではないかということが1点。もう一つは、日環工が組合の指示もなく先走ってメーカーに通知したという、この2点が疑惑を生じた原因であります。これを当事者双方に、というのは、日環工はこちらへ呼びつけまして、また組合に対しては電話で確認をしたところであります。どうしてそうなったかということであります。

初めに、見積もり期間の設定であります。これは廃棄物処理施設整備の国の方針が、排ガス高度処理施設を優先して汚泥再生処理センターを後回しにすると聞いていたので準備をしていなかったところが、県から突然1月17日までに整備計画書を提出するようという指示があったそうです。これを受けまして、急遽1月7日の午前10時に、組合を構成する7市町村の首長会議を開きまして、参考見積もりを聴取するメーカー11社を決定したということでありました。

組合がその結果を受けて、これを直ちに東京の日環工に電話連絡し、日環工がメーカーにファクスしたもので、日環工としては、土・日・祝日を考慮するとそうせざるを得なかったということであります。また、メーカーは、いつ参考見積もりの指名があっても対応できるように、処理能力ごとの設計図書をそろえているはずでありますから、必ずしも不可能ではないと判断したということでした。ここで言っている参考見積もりとは、整備計画の事業費を算出するために聴取するものであって、この見積もりによって請負メーカーや請負額を決定するものではありません。

それから、2つ目の疑惑ですが、組合の指示もなくということですが、緊急を要したために、一連の手續について双方で十分な確認をしないまま進めてしまい、不手際があったということでした。

以上のことからして、どう考えても記事に書かれているような競争入札妨害罪には当たらないものと思います。

この真相を究明するには、事件の背景も考慮する必要があると思います。昨日の新聞やテレビで、ある造船重機メーカーが豊橋市などのごみ処理施設の受注に関して不正経理を行い、裏金をつかって元国会議員秘書らに渡していたことが報じられておりましたが、ごみやし尿等の環境関連整備事業、これの工事やコンサルティング業務をめぐっては競争が熾烈で、先ほどの私が申しました……

〔「議長、わかりました」と言う人あり〕

議長（**■**田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 要するに、その不正の事実を私、きのうの新聞紙上の中で見て、それを説明してもらっても困るわけで、こういうものがあつたために、要するに結論は、私のところの日本環境工学設計が、前回は問題があつたように、例えば設計図がなしに入札したとかというものが、過去、本会議とか委員会で出ているわけですね。そういうずさんな会社があつたからこそこの記事が出て、そういう感じがあるから、町長、こういうことするのはまずいよということを僕は言いたいわけで、過去は向こうでどうである、そういうことは僕は関係ないわけで、こういうものと実際に契約しているわけだから、それについてまずいんではないかということを僕は言いたいわけで、過去が向こうである、そんな人のことですから関係ないわけで。

それともう一点ですが、今の記事に出た大原氏と地域振興課長菊地正喜というのは実在するわけですね。そういう中で、私は町長にどういう、今後これが決定した場合に、今度例えば競争入札入れるのか入れないのか、果たしてどういう、ある程度の反省を持ってもらいたいというのだけを、何回も言うけれども、そこなんです。こういうものが新聞に出ているわけですから、関係があるから質問したわけで。

それともう一点ですね、課長。今の事業所の、要するに日本環境工学設計事務所との、今まで過去に何件あつたのか。それと、タクマと、要するに例の排ガスの場合に、タクマとのやりとり、日本環境工業がやっているわけですね。そのセットされた契約が何件あるのか、それだけちょっとお答え願います。

議長（**■**田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 本町が日本環境工学設計事務所というところに初めて業務を委託したのは、昭和63年の、今清掃センターの環境アセスメントであります。これが昭和63

年。それから本年まで、14年経過されましたが、その間に10件です。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 今の時点では決定しておりませんで、この質問は一応終わりますけれども、今後やはり捜査の対象に、今福島県警と公取がやって進んでいる中で、決定が出た時点で、私もまた新しくこの質問をさせていただきます。

次に、地方分権と教育改革の諸問題でございますが、まず第1点に教育問題懇談会の設置について、今、特定勢力を教育現場から排除するために、愛知県は管理教育を貫いてきております。55年体制が崩壊した今も同じスキルで、子供も学校も型にはめようと続けております。問題は山積したままだと犬山の市長が指摘しております。

そこで、平成13年10月、愛知県市長会の場で、市長同士で教育のあり方を議論する場が必要だと訴え、県内31市のうち26市長が賛同し、教育問題懇談会が発足しました。同懇談会は、1、学校教育と組織づくり、生涯学習と地域づくりの2部構成で、これまでに市長は教育を教育委員会任せにして関心を持たなかったとし、それではもう通用しない。社会全体で子供とかかわり、支援体制を築かなければいけないと話しております。

それで、なぜ今この時期に設置したかということ、学力低下が心配される中、新学習指導要領が実施された市町が、大事な時期を、スタートを、対応策を見逃すわけにはいかないと、今後は市または町村の代表者で連携する土壌が必要だということを強調してあります。

そこで教育長にお尋ねしますが、この教育問題懇談会設置についてまずお伺いしたいと思います。

議長（藤田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 教育問題懇談会ということにつきまして、私は教育委員会サイドではなく、もっと全町的なサイズの設置についてご質問だと思ひまして、町長と相談をして、町長に答えていただこうかということでもありましたけれども、ご指名でございますので。

基本的には、地方分権が進んでおりまして、また教育改革も同じような方向で推進をしております。具体的な例で申しますと、新指導要領の意向とか学校の5日制、中高一貫教育、あるいは通学区域の弾力化というふうな教育制度の問題についての改革。あるいは、環境教育とか国際理解教育、そういった教育内容にかかわる改革。あるいは、学校長の裁量権を拡大することとか、学校に評議員制度を導入して開かれた学校づくりを目指す、いわゆる学校経営にかかわる内容等、さまざまな改革が今実施に移され、または移されようとしております。

こういうことに加えて、最近では教育基本法の改正論議も活発化してきておりまして、私たちはこういった大きな改革を進めていく上では、単に教育委員会とか学校サイドだけでこの問題をとらえていくということでは、なかなか改革が推進していかないという、そういう現実を強く認識しておるところでございます。そういった意味で、地方自治全体で、あるいは行政全体でこの教育問題について検討をしていく、対応を考えていくということが重要であるということでございます。そんな意味で、教育問題懇談会の意義は非常に大きいものがあるというふうに考えておるところでございます。

しかし、我が町では、微力ではございますが、教育委員会が中心になりまして、学校等との連携を図りながら、また地域の方々の協力を得ながら、教育改革を一步一步進めておりますので、それらの推移を見ながら、さらにもっと広域な立場からの問題検討が必要であるというような認識が出てまいりましたら、この設置についても検討の要はあるというふうに考えておりまして、現時点では教育委員会が中心になって細かいことに取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） ただいま教育長からる説明があったわけではございますが、地方分権の実質が伴うまでこの問題には手がつけられないとは思いますが、やはり自分たちが主体性を持って改革にかかわっていかねばならないと、もちろん市町村長の意識が必要だということが言われております。どんな人をつくりどんな町を築くか、それは市町村長の責任であり、文部科学省、厚生労働省の枠組みにとらわれて手をこまねているわけにはいかない。少なくとも市町村長は市民の先生であるべきだと言われておりますので、前向きに検討をしていただきたいと思っております。

次に、週休2日制に伴う児童の過ごし方の現状と教育の対応ですが、これは9月議会でも同僚議員の質問があったと思って重複すると思っておりますが、今春から実施された新学習指導要領が、ゆとり教育を目的として教科の学習内容を約3割削減したため、子供の学力が低下するとの懸念が強まっていることに対応して文部省が発展的学習の内容を示したことで、学校現場には指導要綱のほかにもう一つの基準が存在すると受けとめられ、混乱する可能性もある。ということはどういうことかといいますと、発展的学習をするならいいんですが、例えば、小学校1年生には2けたの数を含み足し算と引き算を加えとか、小学校2年生は九九表をつくり法則性を見つけるとか、3年生は3けたの数同士の掛け算をやるとか、いろいろあるわけですがけれども、全部読むと時間がありませんので、こういうことの中で混乱する可

能性もあるんじゃないかということだと思います。

この土日の過ごし方について、滋賀県の教育委員会調査、これは小学生 2,300人、中学生 900人ですが、休日に、やはり結論は、小学生はテレビやゲーム、中学生は勉強する割合が高かったと。反面、ボランティアや自然体験に時間を費やす小中学生は極めて少なかった。また、教育の対応として、教職員の文化活動が、西伊豆町教職員等、幼小中一貫教育研究会主催の町内研修会が開かれました。この研修会は平成12年から開催しており、教職員の資質向上や本年度からスタートした学校週5日制の対応などが目的で、前年まで町内の史跡めぐり、商工業の見学を行ってきたが、今回は文化協会に講師を依頼して、水墨画、書道、写真、染色、茶道、野草、囲碁の7講座を開いたと聞いております。当町におけるこういう週休2日制の現状を、教育長にお聞きしたいと思います。

議長（藤田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 議員ご指摘のように、学校5日制とあわせて週休2日制が実施をされまして8カ月が経過するわけでございますけれども、復習的なことになって申しわけないんですけれども、この2日制、5日制が実施されました趣旨につきましては、やはり今の子供たちがかなり忙しい状況の中で、子供たちにゆとりを持たせて、そして家庭や地域で少しでも社会体験とか自然体験をさせまして、そういった体験の中からみずから興味を持って学ぶ姿勢とか、あるいは考える力だとか、そういったいわゆる豊かな人間性を突き詰めていきますと、たくましく生きる力を身につけさせたいということで、この学校5日制、週休2日制が実施されたわけでございます。

しかし、いろいろな報道等にもありますし、また我が町の学校の子供たちの現状を考えてみましても、やはり学力の低下というふうな問題にも直面をしておりますし、またこの5日制の過ごし方の問題につきましても、まだまだ改善をしなければならぬ面がたくさんあるという認識を持っております。

そんな中で、学校では子供たちがこの週休2日をどんな過ごし方をしているんだろうかという、そういうことにつきまして学級活動の中で話し合いを持ったり、あるいはアンケート等で実態を調査したりして、子供の実態把握に努めておるところでございます。さらには、11月16日でございますけれども、町P連の主催で土日の子供たちの過ごさせ方を、親の立場からどのようにしていったらいいのかというふうなことで話し合いを持たれまして、多数の保護者の方々が参加をしまして熱心な討論がなされまして、私も同席をしたところでございます。

そういった中で、やはり子供たちの実態の一つとして、子供のサイドから見ますと、週休2日になってよかったという子供たちが約90%ぐらいあると。そして、それはどうしてかというふうに子供に聞きますと、やはり自分の好きなことができるとか、ちょっと体が休まると子供らしくないことを言うておりますが、とにかく体が休まると。あるいは、余裕が感じられるというふうな、こんな理由で週休2日制を歓迎しているようでございます。

具体的にじゃどんなことをしているのかということでございますが、やはり多くの子供たちは自由に遊んでいると。あるいはゲームをしている、テレビを見ている、勉強もしているというふうなことで、具体的には議員がご指摘のように、ゲームやテレビや、あるいは中学生ではかなり勉強をしているという生徒も多いようでございます。これは小中全体で調べたアンケートの結果でございます。しかし反面、やることもなくてふらふらしているというふうな子供とか、中学生では、寝る時間が随分遅くなって、起きる時間が非常に遅くなって、生活のリズムがこの2日間で崩れてしまうというふうな問題点も、生徒自身も自覚をしながらアンケートに答えているというふうな実情もございます。

また、保護者の方の意見では、やはり子供の土曜日、日曜の過ごし方が、自分が働きに出ていてどうも十分把握できていないと。一体どういうふうに過ごしているのか、もう少し子供の様子を見る必要があるというふうな意見とか、保護者の立場から見て、もう少し受け皿とかを準備してもらえないかというふうなご意見などいろいろありまして、私も十分それに耳を傾けたところでございます。

しかし、学力の低下の問題では、この休みの過ごし方の問題等いろいろ課題が多いわけでございますけれども、やはり週休2日制というもの、あるいは学校5日制というのは大きな改革の流れでございますので、これがよりよい形で定着をしていくように、また学校としましても、教育委員会としましても、努力をしていきたいと思っております。

ちなみに、本年度から中学生のディスカバリークラブというのを作りまして、文化協会の皆さんにご協力いただきまして、書道の教室とか、あるいは陶芸教室等に中学生も参加できるような形をとっていただいたり、小学生はもともとからふるさと学級とかいろいろな活動がありますけれども、中学生にそういう活動も用意してあります。あるいは、今計画中でございますけれども、町内の囲碁の同好者の皆さんにお骨折りをいただきまして、来年から南伊豆囲碁教室を開こうかと。囲碁愛好者の方も協力をするというふうなお返事をいただいておりますので、そういう形の中で、子供たちがもう少し土日の2日間に有意義な過ごし方ができますように、受け皿づくりの方にも鋭意努力をしまいたいと思います。

また、学校における学力低下の問題については、非常に教員の指導の問題でございますので、厳しく自分たちのこれまでの指導を見直しまして、研修を積み重ねる中で、基礎的な学力の向上というふうなことには鋭意取り組んでいくように、私も極力指導しているところでございます。

以上でございます。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 詳細に教育長からる説明があつて安心しているわけでございますが、何せことし始まったばかりでございますので、一応今のディスカバリー教育、やはり日常方式の中で、これ前向きに子供たちの過ごし方について、一応計画して進んでいってほしいと思います。

次に、中学生の携帯電話の所有数と今後の対応ですが、皆さんご存じのように、今世の中で携帯電話が本当に非常に普及しているわけでございます。その反面、便利な反面に犯罪も報道されているわけでございますが、特に中学生が携帯電話というものを、特にこれ女子に係ると思いますが、当然友達が持っていれば自分も欲しいという、持ちたがる方向にありますので、やはり当町としてどれくらい中学生が携帯電話を持っているのか、それについて、いろいろ犯罪等についての対応をどうするのか聞いておきたいと思います。

議長（藤田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 携帯電話の所有数と今後の対応というご質問ということでありまして、既に通告がありました関係で、私、全町小学校から中学校にわたって全部調査をしまいいりました。そしてまた、学校がどのような指導をしているか、どういう現状にあるかということも聞き取ってまいりましたので、概略でございますけれども、それを報告をさせていただきます。

私たちも十分認識しておりますけれども、非常に便利さの反面にいろいろな社会問題、非行問題等にもつながっているという、両面を持っているこの携帯電話でございますが、特に未成年である中高生にそういった問題が顕著にあらわれているというような、これ全国的な傾向でありまして、ご指摘のとおりでございます。

そういった中で、本町、12月5日現在の調査によりますと、小学校では、全町の児童の6年生の中でございますが、11名でございます。それから5年生が5名、4年生が5名ということでございます。おおむね児童の10%前後が、自分の携帯電話を使用しているというような状況でございます。中学生では、1年生全体で10名、12%、それから2年生が15名で16%、

3年生が17名で20%という形の状況でございます、3年生が約5人に1人というふうな状況でございます。

ちなみに、この6月に賀茂全体の調査をしてございまして、その調査によりますと、中1で22%、中2で28%、中3で31%となっておりますので、本町における中学生の携帯電話の使用率は、まだまだ他市町村と比べて低い方であるという認識でございます。しかし、学校からの報告によりますと、個人が持っていないくても、家のものなど借りてくるというふうな場合があります、かなり携帯電話の使用状況は多くあるというふうな報告がございます。

そんなことで、それによって起こされる大きな問題としては、やはり電話料が多額になりまして子供の小遣いでは対応できないというふうな、そういう問題に発展をして、いろいろ社会的問題になっている性非行というふうな問題にもつながっているというところが、今の全国的な状況でございます。さらに、非常に悪質な情報もあの中から入手できるというふうなことで、やはり健全育成の面で大きな問題が発生する可能性があるわけでございます。

そんな意味で、学校では、特に小学校ではもうそういうものは使わないということでもって、あるいは学校への、もちろん持ってくるのは禁止ということに対応しているということでございますが、中学校では原則禁止ということ、やむを得ない場合には、保護者からの届け出があったときには許可するというところでございますが、これは学校が終わってそのまま塾へ行ったりして、家庭と連絡をするのにどうしても必要だというふうな理由があった場合には、保護者の申し出によって持たせるというふうな措置をとっておるようでございます。

日ごろの学級指導等でこの携帯電話のことを話題にしまして、先生を交えていろいろ問題点等について話し合いを設けているという、そういう形の中で指導しているというふうなことでございますし、また学校だより等を通じて、保護者の方にも携帯電話の使用についての啓蒙というふうなこともしているというふうな報告を受けてございます。教育委員会としましても、この携帯電話、ますます所有はふえていく傾向にあるかと思っておりますので、十分注意を払いながら、学校等とも連携をしっかりとりながら対応してまいりたいと、このように考えております。

議長（**■**田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） ありがとうございます。ただ、今の平均なり、賀茂郡の大体中学生3人は、だんだん年齢を追うごとにそういうところがふえていくというのは当たり前だと思いますが、問題は、一番心配しているのは、非行と、子供たちが使った、自分の小遣いで払えるだけの通話料ならいいんですが、現実の問題として全部親が払っている。ひどいときで

は2万円とか3万円、5万円とかという話も聞いておりますので、その辺の払わないのを親が払うということの中で問題があるんじゃないかなということと、もう一点は、やはりこれ全部廃止するというわけにはいかないと。先生が言われたとおり、当然いろいろ連絡として、塾の連絡とか、きょうの部活の連絡とか、送り迎えの点もありますので、これは絶対に禁止しろということじゃないんですが、先ほど言われたように、原則的に禁止で、保護者の申し出があったときだけ許可しているということは、本当にいいことだと思います。今後もそれを堅持していただいて、やはり学校で許可しなければだめだというようなことの中で進めてほしいと思います。それが一つの犯罪を、今は例がないですけれども、これから出る可能性も十分あるものですから、よろしくまたその線で進んでほしいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。久しぶりでございましたので、ろれつも回らないで申しわけありません。どうもありがとうございました。

議長（**藤田**国広君） 石井福光君の質問を終わります。

---

漆 田 修 君

議長（**藤田**国広君） 6番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔6番 漆田 修君登壇〕

6番（漆田 修君） 通告に従い、行財政改革と行政評価システムについて質問をいたします。

私は、さきの9月定例議会におきまして、常任委員会、総務財政委員会ですが、その行政評価システムの採用の有無について質問を呈しておりますが、その後、先月末、下田市が行政評価システムの導入を前提にして、予算関係の、特に予算策定、政策評価システムの検討をされたということであります。

今回の質問は、最初に町長の財政健全化に対する姿勢もしくは見解を問いまして、その後、行政評価システムの認識、そして最終的には、市町村合併と絡めた当該システムの検討はどうだろうと、そのような話で進めさせていただきたいと思います。

現在、地方自治体において行政評価システムが急速に普及しつつあります。このような科学的行政評価は、本来地方自治体が最も忌み嫌う改革であります。にもかかわらず、自治体が率先して導入しつつあるのは、自己改革の意識革命か、行財政環境の外圧によって誘発されたのか、いずれであれ、行政評価の時代が始まろうとしております。しかし、行政評価システムが自治体に定着して自治体の自己改革の促進剤となるかどうかは、楽観を許さないで

ありましょう。なぜなら、科学的行政管理方式は、1970年代におけるP P B Sの挫折という苦い経験があるからであり、さらに科学的管理方式の一つである計画行政についても、同じ失敗の前例がございます。1980年代の地域開発計画としてのマスタープランは、粉飾的、便宜的事業をやったし、シビルミニマム（生活環境基準計画）も、政治財政状況が変化すると簡単に放棄されてしまいました。

これまで地方自治体は、科学的管理方式、計画行政運営について、行政効率化の決め手として競って採用したが、形式的な採用にとどまり、数年で立ち消えとなってしまいました。むしろラスパイレス指数や民間委託方式など、直接的な対立目的の実践的手法の方が実際の体質になじみ、実効性ある改革手法として浸透していったのであります。しかも、現在先行する自治体の、これは後ほど申し上げますが、行政評価を見ると、事務事業評価方式が主流であり、減量行政的色彩が濃いのです。これでは地方自治の復権をもたらす政策行政への発展も挫折するおそれがあります。

自治体はこのような失敗を繰り返さないためにも、まず第1に、行政評価の意義、効用を、自治体の首長、議会議員、職員が十分に理解し、住民から生命、健康、財産、サービスを公共信託されていることを認識し、効率的行政の展開、政策選択の最適化を追求する責務があるということであります。

第2に、従来の自治体の自己改革はリップサービスの域を出なかったが、行政評価システムは数値による行政評価という異質の改革方式で、住民運動にしても自治体改革の決め手を欠いていたが、情報公開制度に加えて行政評価システムが整理されていけば、自治体への市民統制の有効性が倍加することになるということであります。

第3に、行政評価システムは事務事業をすべて指標化していく方式であり、このような科学的管理方式は技術的にかなり困難を伴います。しかし、自治体はその行政能力を發揮していけば、指標化にある運営システムの創出は不可能ではないということであります。

第4に、行政評価システムは、現在の事務事業評価に見られる減量経営の手段としての位置にとどまっていけないのであり、行政評価システムは効率化を目指す行政経営方式のかけがえのない戦略的要素であり、さらに政策選択を通じて自治体運営の市民化、自立化、政策化を達成する政策経営の基盤をつくり出すものであると思います。こういった点を、自治体として十分認識する必要がございます。

行政評価システムは、当面は地方自治体に普及していくでありましょう。しかし、その実施をめぐる内部の拒否反応に直面し、技術的限界から挫折するところの出現も予測されま

す。それは、評価方式の効用万能策の指標化に全幅の信頼をし過ぎているからであります。指標化は一定の判断基準を示すものであって、実際の行財政運営のすべてではありません。すなわち自治体が指標化に過剰反応したり過大評価するのは間違っており、あくまで一つの基準であることを認識すべきであります。しかし、自治体が行政評価システムを浸透させなければ、従来の減量的方式では財政再建も限界があり、市民参加のオンブズマン方式も壁にぶつかるとあります。第一に首長選挙すら、政策基準、評価なき選択である現状では、地方自治の復権すらおぼつかないのであります。

行政評価の指標化は、行財政改革の技術的レベルにとどまらず、地方自治の存在価値を争う問題なのであります。自治体の自己改革、住民による自治体改革のいずれにせよ、行政評価方式という斬新で実効性の高い行財政改革方式に、自治体も住民もその将来を託さなければ展望は開けないのであります。

かつて地方自治体は、マスタープラン、シビルミニマム計画を掲げて、活力ある地方行政を展開してきました。いま一度行政評価方式を掲げて、地方自治の再建に取り組まなければなりません。自治体が行政評価方式を高度に展開していけば、財源は縮小しても住民ニーズの拡大は可能なのであります。そして、それを自治体運営に浸透させていけば、地方自治体は再生していくのです。そして自治体は、近年の地方財政危機を制度論や財源配分論に転嫁することなく、また行財政運営の減量化手法に矮小化してはならないのであります。地方自治体は、自治団体として財政能力を高め、環境変化に適応し、財政危機を自主能力の試練としてとらえ自己改革をすべきであります。

そこで、一般質問書要旨1で申し上げております、財政健全化推進の基本認識もしくは町長の個人的な見解でも結構ですが、執行責任者である町長の答弁を求めるものであります。  
議長（藤田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本認識としてお答えいたします。

少子高齢化が進展、また景気低迷の社会背景の中では、多くの財源を今後も望めないで、財政健全化の推進には時間を要しております。基本的には、支出に見合った価値があるかの観点で考えるVFM理念により、これはバリュー・フォー・マネーと、その略だそうでございます。財政指数を効率的、効果的に行い、支出の削減に努める必要があります。そのためには、予算、決算、職員定数、組織機構を含めた事務事業を見直す行財政改革を実行していくことが重要となるわけです。しかし、このことが住民ニーズに対するサービス低下となら

ないように、必要性の度合い、効果的か効率的かによる事業の見直し、廃止、改善等の選択をする行政判断を公平に行い、住民に理解を得る必要を感じております。

また、今後も行政と住民、企業等との共同、コラボレーションのシステムづくりも課題となってくると考えております。具体的には、経常経費の削減や南伊豆町行政改革基本計画に沿った事務事業等の見直しが必要でないかと考えております。

議長（藤田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） 極めて慎重な言い回しで、なおかつ二の句の告げないような抽象的な言葉で、参ったと実は思っているんですが、実際には、本日の一般質問の1人目の予算策定の段階で、バリュー・フォー・マネーの概念の意味で実は町長答弁されたと思うんですよ。それを具体的にどうするのか。

例えば、当年度、個々の政策施策のプライオリティーの問題も当然あると思うんですよ。そこで、例えばプラン・ドゥー・シーの循環サイクルを回して、例えば政策評価の段階では、これは例えば事業を廃止すべきかどうかの選択というのが当然出てくると思うんですよ、個々の施策を系列的に並べた場合。そのときに、町長のおっしゃるバリュー・フォー・マネーとか重点的予算の配分であるとか、そういう、これは言葉でわかります。理論的にはわかるんですよ。ただ、もうちょっと具体的に、非常に答弁しにくいと思うんですが、私次の認識では、そういうちょっと質問をぶつきたいと思っておりますが、そこまで実は第1番目の質問でご答弁いただきましたかったわけですが、担当課長でも結構ですが、もしできたらお願いしたいんですけども。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

一円の税金でも、これは使途と使用方法の効果性、効率性、有用性を追求して、最も価値の高いサービスの提供を追求するという考え方に基づいて町長は言われたと聞いております。

議長（藤田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） ここは基本認識でありますので、それ以上は求めないことにいたします。多分概念的なご答弁しかいただけないと思うんですよ。よく上杉鷹山が言います、入るをはかり出るを抑える。これが基本で、その中で優先度を設けながら、より有効性の高い施策を予算化していこうということ、そういう答えだろうなと私は内心思っていたんですよ。多少一步突っ込んだバリュー・フォー・マネー的な概念がちょっと入っていましたので、これはこれでいいといたします。

2番目の行政評価システムに対する基本認識の問題ですが、従来自治体は、行政活動の選択において財源ベースを基準としてきました。これは、県なんかほとんどそうなんです。ですから、極端な場合、国県補助金がつくというだけで事業化されてきました。行政効果も財政支出額という支出主義で済ませております。しかし、行政評価システムは、行政活動を支出額でなく実質的な成果または効果で判断していこうとするものであります。

さらに行政評価システムは、行政活動、行政内部の行政管理的評価でなく、評価自体を住民満足度といった外部評価に置くシステムなのであります。そして行政評価には、政策、施策、事業評価、先ほど私言いましたプラン・ドゥー・シーという循環サイクルでありますね。そういったものの3つのレベルがあり、政策評価は行政全体の政策形成であるとか、遂行が最適な状況にあるかどうかを評価し、そして施策評価は、各行政分野ごとの行政施策体系の最適化を形成選択していくシステムであります。

事業評価は、今ほとんどの大きい都市は採用しておりますが、事務事業評価方式で現在多くの自治体で導入されている手法であります。理想は、政策評価に基づく政策選択の最適化によってむだな投資、サービスの選別をしていくことであるが、事業計画に比べて施策評価は指標が難しく、政策評価はさらに困難であると。技術的にも行政的にも、実践的手法としては事務事業評価のレベルアップが当然ですね、当たり前なことなんです、レベルアップが前提となります。

さらに行政評価は、選別・執行・成果という3つの指標による評価方式に分類され、日々の行政活動を実際の行政過程でどのように評価していくかについては、一般企業のTQC手法と同じ、プラン・ドゥー・シーの管理循環サイクルと全く同じであります。

もうちょっと言わせてください。それで、選別指標は、政策、施策、事業を開始、継続、廃止するかどうかを判断するための指標であります。例えば外郭団体の創設、存続の是非を判定する場合は、その1つ前のサイクルの事業収支指標がまず不可欠な選別指標となるのであります。そして、執行指標は政策、施策事業の現状分析で、行政活動の形式的、表面的な指標であり、施設の建設状況であるとか、利用者状況、銀の湯会館とか武道館ですね。ああいうところの利用者状況などあります。そして成果指標は、現状指標では名目的効果のおそれがあるので、より実質的效果を追求し、環境の改善度、サービスの住民満足度などあります。

そして行政評価には、どうしても選別・執行・成果の各指標区別が必要なのでありまして、さきに私が具体的な例を申し上げておりましたが、ここで申し上げますが、例えば、仮の話

です。予算10万円で、ボランティア研修会というものが当初設定されておりました。そこで100人の参加者を見込んでいたが、50人しか参加しなかったという場合、執行の指標から見て効果は半分であり、事前予測の甘さが立証されるのであります。仮に100人のうち100人の参加者があったとしても、アンケートの結果で「有意義です」というのがそのうちの50人であった場合、成果指標では行政効果は半分であることが判明される。したがって、この現状評価から事業運営の再編成が必要となる予算、これは予算にオーソライズしましてですね、最終的に。

このような再編成にもかかわらず、例えば追跡調査の結果、参加者でボランティア活動の従事者が5人不足であったという場合、事業評価から当然この事業廃止は避けられない。こういうことを、本当は第1番目の財政の健全化推進について、実はお答えをいただきましたかったわけです。具体的にですね。

さらに、行政評価の行われる時点で時系列的な分類もありますが、この席は行政評価の説明が本旨ではないので終わりますが、今まで申し上げたことが当該システムのスケルトン、つまり骨組みですね。骨組みと言えます。

質問要旨2の行政評価システムに対する町長の認識について、まずご答弁を賜りたいと思います。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 当該システムに対する基本認識ということですが、ご考察のとおり、地方自治体は住民から公共信託を受け、行政運営を効率的、効果的に行う責務を改めて再認識する必要があると思います。行政評価システムは、地方分権による自己責任、自己判断を担える自治体となるため、行政ニーズの多様化に対応するため、また厳しい財政状況等の社会背景により、新しい行政運営システムとして、それぞれ都市部で事務事業評価、そして施策、政策評価が模索されている段階で標準化されておられません。

事務事業の仕事の目的を明確にし、その成果を指標化し、評価、改善見直しの循環サイクルをつくり、客観的で効率的な行政運営の選択判断材料の道具として、総合計画、実施計画、予算査定や、だれにでもわかる評価とすることにより、行政への住民参加にも活用されると聞いております。本町にとっても、行財政改革事業の見直し、廃止、改善、再構築の細部判断を客観的にだれでもわかるように、特に住民に理解していただく説明責任の道具として、本町に当たる行政評価システムは研究に値すると思いますが、現段階ではシステム導入効果と評価方法、事務事業の取りまとめ分析、公開等の膨大な事務量による職員負担と比較考慮

し、検討をしていく必要があると考えております。

議長（~~藤~~田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） 基本認識は、現在導入しておりませんので、それでよしといたしますが、先ほどの答弁の中で、予・決算、それから職員定数、機構改革等の事務事業を見直す行財政改革の実行をしていくという、そういう趣旨の財政再建推進についての答弁がありましたが、これは実際的には、行政評価システムの中の事務事業評価に値するものなんですよ。ですから、概念的に、例えば下田市のやっておりますような予算策定の段階の政策評価システムイコール行政評価システムではなくて、これは町長、イコールなんですよ。3つの段階の3段目に位置するものなんですよ。

ですから、例えば静岡県で現在施行されております、平成7年策定で9年からスタートしましたが、事務事業の業務棚卸しシステム、その後三重県とか宮城県も追随してやりましたが、そういうことをイメージすると非常に取っつきにくい、入りにくい感じがすると思いますが、まず入れるところから入っていく。3番目の段階ですね。これから入っていけば、非常に上位の評価システムには導入しやすいという面がありますので、ぜひご検討、研究していただきたいと思います。町長、いいですか。研究してください。

〔「はい」と言う人あり〕

6番（漆田 修君） それで、3番目で、市町村合併に関してそのシステムの果たす役割とか、その辺についての質問をさせていただきます。

郡内の各市町村議員は、この12月定例議会一般質問において市町村合併問題を取り上げ、活発な議論が取り交わされております。総務省の描いた22カ月マニュアルに即して、当事者である市町村のみならず、国、県、経済界などが旗振り役を担いながら、2004年度末までに合併を実現すべく各地で取り組みが積極的に展開されています。合併のかぎは個々の市町村の実情により異なるから、一概に賛成、反対と決めつけがたいのは当然であるが、各地での取り組み実態を見ると、猪突猛進、拙速加熱ぎみと感じるのは私のみでありましょうか。

多様化、高度化する住民ニーズへの的確な対応や厳しい財政状況からの脱却を図る上で、合併が唯一の選択肢かという点で申し上げますと、現に都道府県が示している合併の組み合わせモデル案から抜け出し、あるいは、当初から協議の輪に入らず独自の道を模索し始めた市町村が多数存在しています。また、多くの市町村が合併の渦中にあるので、時既に遅しかもしれませんが、人口規模や面積などによる組織の大小論の前に、地域の実情を勘案しての事務事業の分析検討がなされなければ改革の実りが少なく、みずからの行財政改革の問題、課

題を明確にする必要がまず第1にあると考えます。そして、2004年度末のみがゴールかという問題であります。

今町長に申し上げた分析検討に基づき、市町村経営変革に向け広域的協力、外部委託、合併などの選択肢にたどり着くには、2004年度末まででは時間が少な過ぎるという点であります。カキの実が自然に熟すまで待つ慎重さと時間的余裕があってこそ、幸せな結婚生活、合併が期待できるのであって、ゴールにも多様性があるよいいのではなかろうか。

既に法定協議会に参加し、新たな自治体づくりにかかわっている市町村にしばしば見受けられますが、当賀茂郡にもおりますけれどもね。合併を目前に控えていながら新たな施設づくりなどに着手し、負担は合併後にといった駆け込み的事例が少ない点であります。こうした物取りの発想は、合併後の運営を今から苦しくしているとも言えます。

そもそも総務省は、ご承知のように、恒常的な税収不足から地方交付税フィードバック分の資金の先行き不安という背景と、地方自治体の財政効率の向上を目的に、合併特例法に基づいた諸施策を打ち出したのがスタートでありました。我が町の財政は、合併を急がなければならぬほど、そんなに悪いのでありましようか。

財団法人地方自治協会の新財政診断手法の現況指標の中にある経常収支比率、実質収支比率、実質債務残高比率、基金残高比率、財政力指数、公債費比率、町債ですね。ラスパイレス指数等々、全国町村と比較しても極端に悪いわけではありません。国県の行政指導等もありますが、地方自治体の財政効率向上化という面で言うなら、広域事務の広域連合化や行政評価システムの検討研究といった自助努力を経るなど、独自の道を模索することも今望まれているのではないのでしょうか。

札幌市は平成7年、DRP、ダイナミック・リファレンス・プログラムという評価システムですが、PR運動として事務事業評価の改革を図ったそうであります。平成10年度には行政評価システムとしての事業再評価システムがスタートしたが、54億円余の歳出削減の実績を上げたそうであります。このように、自治体独自の経営努力によって行政活動のありようが変わってくるのであります。

質問要旨3で記述したとおり、市町村合併と絡め、町長ご自身の見解を賜りたいと思えます。お願いいたします。

議長（~~藤~~田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 財政効率化と町村合併に関し当該システムの果たす役割は、制度の研究分析をする考えはということをございますけれども、市町村合併につきましては、東伊豆

町の住民投票によるとする枠組みの問題等さまざまな課題がありますが、7市町村対等合併を前提とした賀茂地区合併検討委員会での検討により、前向きにかつ住民本位となるよう慎重に対処したいと考えております。合併いかにかわる住民ニーズに沿った住民参加の効率的行政の推進、研究にはさらに必要になると思います。

下田市も本年度より、主として予算査定の指針の道具として行政評価システム施行を導入しました。地方自治体の規模が大きくなれば、客観的判断の道具として幅広く尊重活用されるものと思います。また、膨大な事務量のシステム導入の評価の方が大きなものになると考えております。平成17年3月までの合併は、特例法によるあめとなる財政措置がありますが、財政健全化を常に考え、市としての中核機能として建設計画と旧町村の均衡を図り、地域住民が住みよさを感じられることが大切だと考えております。

議長（**藤田**国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） その必要性はよく認識されているような答弁でございますが、まだ早いよ。合併後の自治体の規模が大きくなったら、その効用はより増すよといいますが、そういう論法で多分答弁されたと思うんですよね。これは実際につかからないと、小さいところでも現に上げて、先ほど私が予算10万円のボランティア研修会の例を挙げたように、個々の、予算上でいうと款項ですね。非常に細かい施策まで、実はこういう行政システムのチェックが入ることによってより適切な運営になるだろうと。そのトータルが何千万円とかという歳出削減につながっていくのではないかと。部分最適の手法は必ずしも全体最適ではないとおっしゃるかもしれませんが、こういう地道な努力を高めることによって、単純に財政効率化だから市町村合併だよという短絡的に走らないで、こういう自治体内部の努力も今必要ではないんでしょうかということをお願いして、2分の1の時間で終わりましたが、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（**藤田**国広君） 漆田修君の質問を終わります。

---

#### 散会宣告

議長（**藤田**国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

## 平成14年12月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2日）

平成14年12月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第59号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議第60号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第61号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第62号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第63号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第64号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第65号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 9 発議第8号 南伊豆町議会議員定数条例制定について
- 日程第10 議第66号 南伊豆町法定外道路管理条約制定について
- 日程第11 議第67号 南伊豆町道路線の変更について
- 日程第12 議第68号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議第69号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第70号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第71号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第72号 平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 閉会中の継続調査申請書の件
- 日程第18 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	蘆田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	土屋敬君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	高野馨君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	勝田悟君
会計課長	佐藤博君	教育委員会事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	行財政幹	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 修 治

主 事 勝 田 智 史

---

開議宣告

議長（藤田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

会議録署名議員の指名

議長（藤田国広君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和 熙 君

---

議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） これより議案審議に入ります。

議第59号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。

現委員3名中、手石764番地、大年一雄氏の任期が本年12月31日満了となります。後任には、湊541番地、西脇徳保氏を選任いたしたくご提案した次第であります。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番(横嶋隆二君) 現在の固定資産評価のこれは審査委員のことですけれども、簡単にこのシステムについて答えてもらえますか。

議長(藤田国広君) 税務課長。

税務課長(外岡茂徳君) 固定資産評価審査委員会につきましては、ご存じのように、縦覧に供した後、いわゆる町民からの異議申し立て、それについて評価等、固定資産の土地家屋の評価等を審査する委員会でございます。

以上です。

議長(藤田国広君) 横嶋君。

12番(横嶋隆二君) 今、少なくない自治体で、固定資産評価そのものに対しても自治体と離れて……、今税務課でやっていますよね。離れてやるべきだという見解がありますが、それに対してはどのように考えますか。

議長(藤田国広君) 税務課長。

税務課長(外岡茂徳君) 税務課の方から離れてという、議員おっしゃるところもありますが、今、賀茂郡の中でいわゆる税務課から離れて固定資産評価審査委員会を持っているところは、たしか2町ございました。あとについては、いわゆる課税の方と税務課の方でやっているのが現状でございます。

以上です。

議長(藤田国広君) 横嶋君。

12番(横嶋隆二君) 次に、地方税法の425条、固定資産評価審査委員会委員の条項に1項、2項とありまして、固定資産評価審査委員。やはり税務課で課税をして、それに対する不服審査等の審査をするわけですね。そうした場合のいわゆる行政から独立した関係にあるという、それが厳格に第2項でかくして書かれています。これには請負等々であります、この西脇徳保さんは町長と姻戚関係にあるではありませんか。この点をお答えください。

議長(藤田国広君) 町長。

町長(岩田 篤君) いとこという、戸籍上はいとこ半ということになっています。

議長(藤田国広君) 横嶋君。

12番(横嶋隆二君) これは、町長が常々言っている公正、公平という点、それと、地方税法の条項にはそういう姻戚関係まで書いていませんが、その点はもう前提条件として、それ以外の請負等々、あるいは会社の運営責任役員等々のことを述べているのであって、やはり姻戚関係にあるということは、不服審査を審査する評価委員の任に当たらないということ

で、提案すること自体がやはり不適切だというふうに思います。これは討論に移ってはいけないんですけれども、今の質問を受けてどうですか、いかがですか。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） ただいまのご指摘の件ですけれども、いわゆる親戚関係云々というのは、確かに地方税法上、何らうたってありません。したがって、私ども税務課の見解といたしましては、この西脇さんを、大年さんが任期12月31日で提案したとおり満了になるものですから、ぜひお願いしたいと、こういうことです。

議長（藤田国広君） ほかに。

石井君。

9番（石井福光君） 私もちょうとこの件について質問させていただきます。

西脇氏の経歴を見ますと、長年、伊豆急行に勤務していて、鉄道とか電車関係については精通していると思いますが、固定資産については、私個人の考えとしては素人ではないかと。しかも評価委員が3人の中で、この重要な件をやることについて私は問題あると思いますが、町長に対して選任した理由についてを聞きたいんです。

議長（藤田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） お断りしておきますけれども、私は姻戚関係ということで選んだつもりは100%ございません。

そして、最初から、西脇徳保さんは不動産の設置時代から伊豆急に勤務しておりまして、不動産について私は精通していると考えたわけでございます。

議長（藤田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 私は姻戚関係については何も申しておりません。同僚の横嶋議員が質問したわけで、どこが適任であって推薦したかということ質問しただけであって、誤解しないでください。

以上、終わります。

議長（藤田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

12番（横嶋隆二君） 今提案された人物と町長との関係、これは地方税法上、問題はないと言われましたけれども、やはり固定資産評価の問題で、課税主体が自治体、税務課でやると。それに対する不服審査で、そういう町と関係ある者になるとするのはふさわしくないというふうに思います。やはり極めて客観的第三者を選任して提案するのが筋だと思いますし、そういう点からこの件に関しては反対をしたいと思います。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第59号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第59号議案は同意することに決定いたしました。

---

#### 議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第60号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月8日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、制度創設以来、初の基本給の引き下げ、期末手当の引き下げや特例一時金の廃止等の内容とする勧告を行いました。

内閣はこれを受けて給与改正法案を第 155回国会に提出し、11月15日、参議院本会議で可決成立し、11月22日公布されました。

本町におきましても、県下町村の状況や郡総務課長連絡会の検討結果を踏まえつつ、一般職の職員の給与を国家公務員に準じ改正させていただきたく提案申し上げた次第です。

条例改正の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告の主な内容は、昭和23年、人事院制度が創設されて以来、初めての基本給の給料表の引き下げ、また期末手当の引き下げ及び支給月を年2回にして再配分するということ、また13年度に創設されました特例一時金 3,756円の廃止等の改定を15年1月1日あるいは4月1日より施行しようとするものであります。

初めに、改正条例第1条関係ですが、扶養手当の配偶者手当を2,000円引き下げ、1万4,000円に。また、3人目以降の子供に係る扶養手当を2,000円引き上げ、5,000円としたものです。

それから、3月期支給の期末手当を0.05月引き下げ0.5月に改め、年間総支給月を4.65月とするものです。期末手当につきましては4.65月とするものです。

期末手当につきましては、3.5月が3.25月となります。

また、本町には該当者がいませんが、再任用職員の期末手当を正規職員と同様に引き下げ、100分の30を100分の25に改めることとしたいということです。

附則関係でございますが、4項から8項までについては特例一時金の支給の関係を廃止するものでございます。

それから、別表関係、給料表、次のページになりますが、給料表を次のように改めるものでありまして、これを我が町で当てはめてみますと、月例給が2,500円から9,600円の間での引き下げとなります。

以上、今申し上げた改定につきましては、15年1月1日から施行したいものでございます。

次に、第2条ですが、期末手当の3月期を廃止し、年2回に再配分するもの。6月期を1.45月から1.55月、12月期を1.55月から1.7月にし、以下は、基準日を年2回にしたことにより、基準月数を6カ月にする所要の条文を変えるものでございます。全体で期末手当は3.5月から3.25月と薄い配分になります。

次に、15条3の第3項の関係ですが、これも先ほど申しました正規職員の期末手当に伴って、再任用職員の規定も年2回に再配分する規定でございます。

15条の6項第2項ですが、勤勉手当を6月期、12月期とも0.7月に改め、年間支給月を今までの1.15月から1.45として勤勉手当を厚くする内容となっております。

3項2号は再任用職員の規定で、同様に改めるものとなります。

以上につきましては、15年4月1日から施行するものでございます。

附則につきましては、附則1項は施行期日の関係でございます。

2項、3項につきましては、給料表等の切り換えにより不均衡が生じた場合の調整規定となっております。

4項につきましては、給料月額、期末手当、扶養手当の引き下げ改定によりまして、国に準じて調整を行うものであります。官民給与格差、給与水準を均衡を図ることが情勢適用の原則に合致するものとしたしまして、平成14年4月より12月までの給料、扶養手当、そして付随する時間外手当、管理職手当、期末手当の引き下げ分を減額調整し、3月期の期末手当により差し引き支給するような調整をとるものでございます。

それから、5項につきましては、平成15年6月期に支給する期末手当の経過措置でありまして、3月期支給より3カ月しかたっていません。条例改正では6カ月というように変えましたものですから、6カ月を3カ月と読みかえる規定でございます。

6項につきましては本町には該当ございません。

7項、8項につきましては、本条例の一部改正に伴いまして、関連する南伊豆町育児休業に関する条例の期末手当条項を同様な考え方で改定、また附則6項と同様に、6カ月を3カ月と読みかえる規定でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑はありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） この提案、人事院勧告そのものに対しては、気持ちとしては反対の気持ちもあるんですが、今の住民の生活自体に即して、経済の落ち込みの中で、夏、冬の一時金はもちろん民間出ないところが多いんですが、それどころか、通常の給料も格段に引き下がっていると。私が一言意見言いたいのは、住民のそうした実態に本当に気持ちを寄せるということが1つであります。

同時に、根本的に日本経済がこのような落ち込みになっている背景には、今の政府、そして与党のアメリカの外圧による公共事業の上積み、小淵内閣から見ても、200兆円もの公共事業の上積み。それで、今日では不良債権の早期処理ということで不況が一層深刻になっている。こういうことに抜本的に手をつけない限り、幾らこういうことをやっても事態は改善をしないという意見を強く述べて、そうした政治をやめていくことを目指して、今回はやむなく賛成をして、住民と連帯していくべきだと。その意味で賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第61号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

前号議案と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の常勤の者の期末手当を、一般職の職員と同様に条例整備をする必要が生じたので、提案申し上げた次第です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） この提案も前号と同様、自治体の中には特別職の給与を30%減で住民に本当に奉仕する立場を明確にしているところもあります。そうした点で当然でありますし、その点で賛成の意見とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第62号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴い、一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、期末手当の改定及び特例一時金廃止に関する条例整備の必要が生じたので、提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本君。

4番（梅本和隆君） 簡単なことなんですけれども、企業職員というのはどのような人なのか。そして、企業というのは、公営企業はどのようなものなんでしょうか。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） ここで言うております企業は水道課職員が該当いたしますが、条例上は勤勉手当あるいは期末手当につきまして、企業の経営状況によって支給するよということになっております。そういった関係上、条文は少なく、一般職と同じ支給になっております。位置づけは、給料の方は一般職となっておりますが、企業職員ということです。

議長（藤田国広君） 梅本君。

4番(梅本和隆君) 湊の一部事務組合へ派遣している職員とかは企業職員ではないんですかね。

議長(藤田国広君) 総務課長。

総務課長(小島徳三君) 湊病院につきましては一部事務組合ですので、あれは町の一般職、南伊豆町が管理者になっておりますもんですから、南伊豆町の一般職の給料と同様な扱いでやっておられると思います。

議長(藤田国広君) 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(藤田国広君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田国広君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田国広君) 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長(藤田国広君) 議第63号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長(藤田国広君) 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長(岩田 篤君) 議第63号議案の提案理由を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改正法が11月15日に可決成立したことに伴い、本町一般職の職員の給与を国家公務員に準じて改正したことにより、議員の期末手当についても、一般職の職員と同様に支給月数等の条例整備の必要が生じたので、改正をさせていただきたく提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 内容につきましては先程の条例と同様でございますが、1条関係は、3月期の期末手当を3.5から3.55月に15年1月1日より改正したいものでございます。

2条関係につきましては、3月期の期末手当を廃止し、年2回再配分し、合わせて3.45月にしたいもので、6月期を1.65、12月期を1.8にしたいもので、あとは所要の改正でございます。

どうかよろしくお願いします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 議案第60号の討論で申し上げた同じ理由で、住民の生活実態に連帯をして、賛成の意見とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

議第63号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第64号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律案が平成14年3月27日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第17号として公布されました。

平成15年1月1日から同法が施行されるのに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明されます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは説明させていただきます。

今町長が申し上げましたように、実はこの法律につきましては平成14年3月31日に公布され、つまり9カ月前にもう既に公布されて、古い法律と言うんですかね、そういうことになるんでしょうけれども、私、その後、税務課に来たときに、いわゆる過誤分の税務課長会議の中で審議の結果、この後説明させていただきますけれども、15年1月1日から適用されるということでございまして、前回の9月定例会でも国民健康保険税の大きな改正があったん

ですけれども、その条項等の関係でその後情勢が変わってきまして、今回の12月のご提案となった次第です。

それでは説明させていただきます。朗読しながら説明させていただきますものですから、お手元の資料をごらんください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要説明。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）が平成14年3月31日に公布され、平成15年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

今回の改正は、平成15年1月からの申告分離課税——これは住民税の申告分離課税ですけれども——への一本化に当たり、一般の個人投資家の申告事務負担軽減に配慮する観点から、特定口座を有する者に係る個人住民税の申告不要の特例が創設され、平成16年度分以後の国民健康保険税から適用されるものです。

第14条関係といたしまして、1月1日現在において、一定の特定口座を有する所得割の納税義務者が次のいずれかに該当する場合には、住民税の申告書を提出することを要しないこととする。

といたしまして、前年中に特定口座内、上場株式等の譲渡に係る所得以外の所得を有しなかった者。

といたしまして、給与支払報告書を提出する義務のある者から、1月1日現在において給与の支払いを受けている者で、前年中において特定口座内、上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかった者。

といたしまして、公的年金等支払報告書を提出する義務のある者から、1月1日現在において公的年金等の支払いを受けている者で、前年中において特定口座内、上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかった者。

附則の第6項関係といたしまして、個人住民税における株式譲渡益に係る申告分離課税の一本化にあわせて、上場株式等に係る譲渡損失の繰り越し控除制度が創設され、損失が生じた年の翌年以降3年間繰り越し控除ができる、こういうことでございます。

議長（**藤田国広君**） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和**隆君**。

4番（梅本和**隆君**） 税務課長に聞きたいんですけども、一定の特定口座というのはどう

いうものですか。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） ここに書いてあります一定の特定口座というのは、いわゆる個人投資家の方がおられると思うんですけれども、その方がいわゆる特定口座を……、今、各証券会社から恐らく通知が来ていると思うんですけれども、その一定の特定口座を設けることによって、本年12月31日までということ当初は来ていたみたいなんですけれども、それが措置法の特例でたしか来年の12月まで延ばすというふうなことで伺っておりますけれども。その一定の特定口座を各証券会社に持つという、そういうふうなことでございます。

議長（藤田国広君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第64号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第65号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

平成15年4月1日から現在の措置制度から支援費という国の制度改革に伴い、現在の短期入所事業が第2種社会福祉事業に位置づけられ、居宅支援費となるため、児童福祉法第6条の2第9項の規定による児童短期入所事業及び知的障害者福祉法第4条第9項の規定による知的障害者短期入所事業を組合の共同処理する事務に組み入れることが必要となったための変更であります。

詳しい内容につきましては健康福祉課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） つくし学園一部事務組合の規約変更であります。お手元に規約の新旧対照表がお渡ししてあるかと思いますが、来年4月1日から障害者関係の今後は支援費という制度で、今の提案理由のようになります。

その関係で、つくし学園の入所時につきましては、1月1日以降も措置ということですが、ショートステイ、俗に言う短期入所につきましては支援費ということになりますので、今までは第3条で組合の共同処理する事務の中に児童福祉法第42条の規定による知的障害児施設に関する事務、これが入所であります。

それから、支援費ということになりますので、改正後につきましては、児童福祉法第6条が変わります。もう既に平成12年に法改定になっておるんですけども、9項に、「児童短期入所事業とは」ということで、児童短期入所にかかる人たちに対してはそういう事業をするよというように条文が変わってきました。また、次の知的障害者福祉法の関係も同じであります。

そういうことから、つくし学園では短期入所児・者、両方のそういう事業をやっておりますので、これとつけ加えないとその事業はできないということから変更するものであります。

以上です。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決されました。

---

発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 発議第8号 南伊豆町議会議員定数条例制定についてを議題といたします。

本案は藤田喜代治君が提出議員で、所定の賛成議員もいます。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

5番（藤田喜代治君） それでは、発議第8号 南伊豆町議会の議員の定数を定める条例案の提案理由を申し上げます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により地方自治法第91条が改正され、町村の議会の議員定数は人口に比例して法定化されている法定定数制度でありましたが、これを各市町村の条例で自主的に決定する条例定数制度に改められ、平成15年1月1日から施行されることになったところであります。

改正された法第91条では、市町村議会の議員の定数を、人口1万以上2万未満の町村の場合は、22人を超えない範囲で条例を定めなければならないと規定されました。

現在、本町における議員定数は、9号に基づき、南伊豆町議会議員の定数を減少する条例を設け、15人と規定しているところであります。新法に基づき条例定数を定めるに当たっては、国勢調査における人口の推移等を考慮し、また、町議会、全員協議会において審議した結果を踏まえ、定数15人とすることを提案するものであります。

なお、本条例は平成15年1月1日から施行するものとし、既存の南伊豆町議会議員の定数を減少する条例は廃止するものであります。

以上であります。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第8号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第66号 南伊豆町法定外道路管理条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、現に機能を有し、公共の用に供されている里道及び水路が法定外公共物として国から市町村に譲与されることになりました。

南伊豆町では平成13年度から調査業務を開始し、平成15年4月1日から、竹麻、南中及び三浜地区に存在する法定外公共物が贈与されることになり、贈与された法定外公共物のうち、里道を法定外道路として管理するため本条例案を提案させていただくもので、なお、南崎、南上及び三坂地区の法定外公共物の贈与は平成16年4月1日を予定しております。

内容につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 内容説明をさせていただきます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、通称、地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国県道、2級河川区域、漁港区域及び砂防区域といった法適用区域を除いた区域で、現に機能を有し、公共の用に供されている里道及び水路が法定外公共物として平成17年度を期限に国から市町村に譲与、いわゆる無償譲渡されることになりました。

当町では平成13年度から調査業務を開始し、平成14年10月15日に財務省に譲与申請をいたしましたので、竹麻、南中及び三浜地区に存在する法定外公共物が平成15年4月1日から町に譲与されることとなります。

譲与された法定外公共物のうち水路につきましては、従前どおり、市町の普通河川条例によりまして管理をしていきますが、里道は新たに法定外道路として管理していかなければならないため、管理条例が必要となってまいります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第67号 南伊豆町道路線の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

平成9年度から青野大師ダム事業の工事用道路として静岡県が進めてきました鈴野川右岸のつけかえ林道がこのたび完成し、町に移管される運びとなりました。

つきましては、廃止された林道を町道として管理するため、町道鈴野C線の終点をつけかえ林道まで650メートル延長したいと存じますので、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 内容説明させていただきます。

ただいまの町長が申し上げましたとおり、青野大師ダム事業の工事用道路として静岡県が進めてまいりました、幅員4メートル、延長1,752メートルの鈴野川右岸側のつけかえ林道が完成し、12月4日、町に移管されました。これは林道として農林水産課が管理することになりました。

この道路が移管されたことに伴いまして廃止されたもとの林道はまだ利用する方々もいると予測され、住家もあることから町道として管理するため、これからの工事予定箇所も含め、添付されている位置図のとおり、町道鈴野C線の終点をつけかえ林道まで650メートル延長したいものです。

このことによりまして、町道鈴野C線の総延長は170.9メートルから820.9メートルになります。

なお、供用開始区間はもとの林道の一部とし、つけかえ林道までのすりつけ部分につきましては、16年度に工事が完了してから供用開始を予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時35分まで休憩したいと思います。

(午前10時25分)

---

議長(藤田国広君) 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時35分)

---

議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長(藤田国広君) 議第68号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

議長(藤田国広君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

町長(岩田 篤君) 議第68号の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額 4,479万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54億 7,088万 2,000円といたすものです。

今回の補正は、行政執行上で更生する必要性が生じたもの、または新たな行政課題が生じたものについて計上いたしました。

補正の主なものは、第2款総務費の財産購入費 1,200万円ですが、この土地は湊地内の第一生命寮跡地です。青野川左岸の河川管理道で、下賀茂温泉から弓ヶ浜海岸まで唯一途切れしており、観光等の計画で必要となっていた箇所です。このたび所有者が変わり分譲計画中で、所有者や下田土木事務所と交渉を重ねた結果、安い単価での見込みがつかまりましたので、この機会を逸しないよう、本町が取得いたしたく計上させていただきました。

なお、下田土木事務所については、この箇所の管理道整備や河川敷等の交換を改めて要望しております。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

歳出、議会費でございます。議会事務25万円の補正増でございます。

次のページをお開きください。

2款総務費でございます。総務管理費の会計管理事務ですが、3万4,000円を追加させていただきますのでございます。

財産管理事務1,200万円の補正増でございますが、これは、町長が先ほど申し上げましたとおり、青野川左岸の旧第一生命用地404平米でございます。これを坪に直しますと122.1坪で、平米単価が2万9,703円、坪単価9万8,191円で購入したいものでございます。

庁舎管理事務でございますが、47万5,000円の補正増でございます。内容につきましては、消防法に基づく消化器等、それからブラインドの修繕等を計上してございます。

それから、地域づくり推進事業、これは財源区分の変更でございます。

賦課徴収事務19万8,000円の補正増でございます。内容については、課税台帳バインダーと大型コピー分の使用料等でございます。

3款民生費、社会福祉総務事務でございますが、これは28万円の補正増で、普通旅費、それから障害者支援制度のパンフレット、受給者証等の消耗品印刷費でございます。

社会福祉事業につきましては804万9,000円の補正増でございます。役務費が9万円、それから委託料57万円1,000円。これにつきましては、在宅身体障害者（児）短期保護委託料でございます。

それから、負担金補助及び交付金でございますが、負担金、民生児童委員協議会活動費負担金が決定に伴いますものと、それから障害者計画を賀茂郡で策定いたします負担金が26万5,000円となっております。

それから、扶助費につきましては706万ですが、これは十字の園への2人の入所が決定いたしました関係上、計上させていただきました。

保険基盤安定繰出金でございますが、287万8,000円で、これにつきましては、低所得者層が多いことへの軽減している分の国からの繰出金、一般会計で繰り入れて、国・県を4分3繰り入れまして、町の方で4分の1負担し、国保会計の方へ繰り出すものでございます。

老人福祉事業でございますが、これは敬老金。報償費、委託料につきましては、敬老会の対象受給者の減でございます。

償還金利子及び割引料につきましては 388万 9,000円で、13年度の在宅福祉事業のもらい過ぎ分の返還金でございます。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては 100万円ですが、国保の出産費、これからの出産者を5人増と見込みまして 150万円、その3分の2を一般会計の方で負担し、繰り出すことの金額でございます。

次のページをお願いします。

児童福祉総務事務につきましては、委託料で31万 5,000円。保育所管理システム開発委託料、これは郵便局への口座振り替え制度を開発したいものでございます。

それから、負担金補助及び交付金、これは町社会福祉協議会児童福祉事業の補助金でございます。

差田保育所運営事務 111万 7,000円を補正増したいものでございまして、施設修繕料となっております。これは遊具点検の結果の修理費用でございます。工事請負費は保育所改修工事、玄関のかぎがかからない、老朽化等の関係の補修でございます。

それから、手石保育所運営事務につきましては事業費30万ですが、消耗品や施設修繕料でございます。備品購入は施設備品で、保温器、ロッカー等でございます。

南崎保育所運営事務でございますが、18万 6,000円の需用費を補正増したいものでございます。

南上保育所運営事務につきましては49万円でございますが、保育室が1室で1つの保育室しかないため、これを間仕切りして改修したいものでございます。

子育て支援事務でございますが、これは児童手当交付金の過年度分を返還するものでございます。

介護保険特別会計繰出金でございますが、内容的には介護認定事務を、これは主治医の意見書の作成でございますが、その分が年間 650件ぐらいあるそうですが、国が最終的には2分の1、3月清算するんですが、34万円を認定のために繰り出したいものでございます。

4款衛生費でございます。伝染病予防事務 100万円の補正増でございます。インフルエンザ予防接種委託料でございまして、65歳以上を対象といたしまして、1人 1,000円で委託したいものでございます。1,500人掛ける 100人引く50万ということで 100万円でございます。

母子衛生事業につきましては、6万 1,000円の補正増でございます。

老人保健ヘルス事業につきましては、1万円の補正増でございます。

老人保健特別会計繰出金につきましては27万 7,000円の補正増でございますが、10月より

老人保健が高額医療事業を開始いたします。標準的には最高で4万200円以上が高額医療になりますもんですから、その551万1,000円を見込みまして、町負担分の5%、27万7,000円を見込みました。

それから、焼却施設維持事業でございますが、136万5,000円、大気汚染等検査委託料。これは労働安全衛生法に基づきまして、作業環境を検査委託するものでございます。

南伊豆衛生プラント組合負担金につきましては360万の補正増ですが、プラント建設で進入路を買収することになっておりますが、起債のきかなかった部分を町が負担するものでございまして、その負担割合は、南伊豆町が3分の1、下田市が3分の2となっており、結果として360万円の負担金を補正増したいものであります。

6款商工費でございます。弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務でございますが、水質検査委託料6万3,000円ですが、これはレジオネラ菌の対策のものでございます。

銀の湯会館運営事業でございますが、修繕料153万円につきましては、ろ材交換とか給湯タンクの修理でございます。

水質検査委託料42万円につきましてはレジオネラ菌の対策でございまして、内湯、外湯合わせて4カ所の検査委託でございます。

次に8款消防費でございますが、消防施設整備事業につきましては工事請負費で335万円ですが、消火栓の新設・移設及び附帯装備機材等設置工事となっておりますが、これは消火栓の地下式になっているものを地上式に変えたいものでございます。9件の分でございます。

次に、9款教育費でございます。教育委員会事務が5万2,000円の増、事務局事務につきましては30万4,000円の補正増。中身といたしましては、旅費が12万8,000円、あとは車の車検代でございます。

英語教育事業につきましては、外人講師の航空運賃が安くなったということで35万円の減でございます。

小学校管理事務60万9,000円の補正増でございまして、保健所の指導によりまして、竹麻小学校の給食室配膳棚改修工事でございます。

竹麻小学校管理事務は12万円の減でございます。

南崎小学校管理事務は30万円の補正増で、給食用の冷蔵庫を購入したいものでございます。

南中小学校管理事務につきましては、13万円の減でございます。

中学校管理事務については、13万7,000円の増でございます。

南伊豆中学校管理事務につきましては、18万8,000円の補正増でございます。

次のページをお願いします。

南伊豆幼稚園事務につきましては、4万6,000円の補正増でございます。

公民館管理運営事務につきましては44万6,000円の補正増でありまして、施設修繕料は消防法に基づく誘導灯の施設修繕料でございます。

備品購入につきましては、講義用ビデオ15万円を購入したいものでございます。

文化財管理事務につきましては、5万円の補正増でございます。

図書館管理運営事務につきましても、5万2,000円の補正増でございます。

次に、9ページの歳入をごらんください。

9款地方交付税を2,784万5,000補正増するものでありまして、普通交付税が18億1,003万1,000円決定いたしております。予算化してあるのは17万7,964円でございます。今回のを合わせまして、普通交付税の残が3,039万1,000円となっております。

続きまして10ページ、11款分担金及び負担金、民生費負担金、身体障害者施設入所者徴収金。入所者が7人から9人にふえた関係で、これは所得により徴収いたしますが、2人の分を、この2人の方は十字の園へ入所しますが、2人の方の徴収金となります。

12款使用料及び手数料、商工使用料につきましては195万円。銀の湯会館使用料でございます。

13款国庫支出金、民生費国庫負担金でございますが、456万円の補正増。国保会計保険基盤安定負担金143万9,000円。これは国の方が2分の1負担します関係上、入ってくるお金でございます。

身体障害者保護費負担金。これも2分の1の国からの負担金でございます。これも十字の園に入る分でございます。

民生費国庫補助金、在宅身体障害者(者)短期保護事業費補助金。これは短期施設の入所の関係でございまして、28万5,000円を補正増するものでございます。

14款県支出金、民生費県負担金。国保会計あるいは身体障害者保護負担金、民生委員活動手当負担金の決定によりまして、国保と同じような形で、4分の1県が負担します。歳入234万3,000円を計上いたしました。

総務費県補助金につきましては、市町村自主運行バス事業費補助金で、県の補助金が2分の1出ますが、収入の更正減であります。

民生費県補助金14万2,000円でございますが、在宅身体障害者(児)短期保護事業費補助金4分の1分でございます。

19款諸収入でございます。過年度収入 105万 4,000円。伊豆つくし学園組合負担金の13年度負担金清算による戻しでございます。

20款町債、減税補てん債30万円の減、臨時財政対策債 990万円の減で、これは決定によりますもので、両方とも基準財政需要額算入比が 100%のものでございます。

8ページをお開きください。

今回の補正が、4,479万 6,000円増いたしまして54億 7,088万 2,000円といたしまして、補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が 352万 9,000円、それから使用料分担金のその他が 276万 8,000円、地方交付税町債等の一般財源が 3,849万 9,000円としたいものでございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡辺嘉郎君。

8番（渡辺嘉郎君） 1点ちょっとお伺いをしたいなと思ひますけれども、消防費の27ページなんですけれども、消火栓の新設・移設。これはこれでいいですけれども、私の聞きたいのはこれじゃなくて、ついでだからちょっと聞きたいんですけれども、どこの部落にも火の見やぐらついていると思ひますけれども、それが古いこともあって、木でできているものが随分腐っているところもあるわけなんです。そういったものの修繕料、今度新たに鉄にするとか、あるいは別のポールにするとかっていう費用は全額行政の方で見ただけなのか、それとも区でもってやっていくのか。その辺をちょっとお聞きしたいなと思ひます。

それとつけ加えて、ホースの増設だとか、あるいは買いかえだとかというもの、消防の中の備品、それは一切町で見てくれるのか、それとも区が負担をしていくのか。その辺ちょっとわからないところがあるので、聞いておきたいなと思ひます。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

消防の関係の詰め所等、この辺の建設につきましては町の方で、地元負担はご迷惑かけないよと。ただし、建築確認だとか、そういった附帯するものについては地元で負担してもらうことにしております。

火の見やぐらにつきましても、これも消防の関係になりますものですから、その考え方でよろしいんじゃないかと思っております。

それと、ホース等につきましては、町の方で支度しております。

8番（渡辺嘉郎君） 火の見やぐらの修繕なんかも町の方で出してもらえるということですか。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それも予算の絡みは当然出てくるわけなんですけど、予算の範囲内での支出になりますものですから、そういったことでございます。

8番（渡辺嘉郎君） 何百万も何十万もかかるわけじゃないもんですから、そういったことで……。取るにしても、皆さんの財産を守るというのが目的なもんですから、ぜひそういう形のもので負担をして、行政の方で見るといふうな形をとっていただきたいなというふうに思います。

議長（藤田国広君） 梅本和照君。

4番（梅本和照君） 13ページの総務費県補助金、これで380万1,000円、自主運行バス事業費に照らされたわけですけども、歳出の方で一般財源の方から308万1,000円入れてて、地域づくり推進事業費は全然減ってないわけですね。そうすると、県が2分の1、地域づくり推進事業費総額が東海の方へ行っているんですか。そうであると、ちょっと数字的にはおかしいなということになるんですけども。

議長（藤田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） お答えいたします。

自主運行バスにつきましては、町が事業者に行行をお願いして、その経費についてお支払いをしているんですが、補助金につきましては県単独補助で、その経費の2分の1を翌年、県の方からいただくという形でやっていたんですが、まことに申しわけなかったんですが、14年度は本来でしたら13年経費の2分の1というのを当初予算で計上するのが本当だったんですが、14年度、私の方でちょっとあれしまして、14年度の経費の2分の1をそのまま収入として計上したもんですから、今回その更正をお願いしたいという形で、収入の方を減額させていただくというふうな形でご提案をさせていただいたということになります。

議長（藤田国広君） 梅本君。

4番（梅本和照君） ということは、来年度は8,992万7,000円に対する2分の1がということですか。これ地域づくり推進事業として。これ全額じゃないという意味ですか。

企画調整課長（谷 正君） バスの関係ですと、本年度7,271万3,000円、これが運行分と保有者分という形になるもんですから、現時点の単純計算ですが、これの2分の1とい

う現時点での考えで、これが来年度いわゆる歳入としてという考えで。

4番（梅本和熙君） 2分の1が3,600万ということ。

企画調整課長（谷 正君） そうですね、約3,600。

4番（梅本和熙君） そうしますと、7,200万という自主運行事業にあるわけですが、地域づくり推進事業に出している予算、この差額は何ですか。この部分の。

議長（藤田国広君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） この差額につきましては、本年度現在、計画書を策定中なんです。県の地域づくりの方で200万円を限度に厚生省跡地の計画書を現在策定しています。それによる県費補助の200万をこの中に入れてあるものですから、そういうものも入るといふことになります。

議長（藤田国広君） 梅本君。

4番（梅本和熙君） 今言われた厚生省の事業に今度質疑が移るんですけども、厚生省のいわゆる買い取りに対する事業計画か何かを今策定しておるといふことですか。この予算の中で。

議長（藤田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 買い取りとか何かということではなくて、あそこのいわゆる跡地利用を計画という形で、計画書をつくった方がいいよというような財務省の沼津出張所の方からちょっとアドバイスをいただいたものですから、そういう形の中でやっているということなんです。

議長（藤田国広君） 梅本君。

4番（梅本和熙君） それは大体いつごろ。本年度末までには計画はでき上がるということですか。

議長（藤田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） いわゆる地域づくり推進の中でやっているものですから、一応、単年度事業という形で、本年度末という形になると思います。

4番（梅本和熙君） わかりました。

議長（藤田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 済みません、渡辺議員の質問に対しまして、昨年からの蔵置場等の町負担額と言っていました。本年度からでございます。訂正させていただきます。

〔「本年度から負担していくということですね」という人あり〕

総務課長（小島徳三君） はい。

議長（藤田国広君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第68号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第69号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成14年7月に健康保険法の一部改正に伴い、高額療養費システム保守、さらに出産育児一時金の見直し、老人保健事務費拠出金の確定並びに国保前期老人の増加が予測されることを見込み、資金積立金を増資することにより国保会計の健全安定化を図ることを踏

まえ、歳入では一般会計繰入金の増額、歳出では総務費、保険給付費、基金積立金の増額と老人保険拠出金の減額は主な内容であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 387万 8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ12億 1,054万 7,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、8ページをお開き願います。

8ページの1款総務費、1項1目の一般管理費の中の46万 6,000円でございます。節で13節委託料、高額療養費システム等の保守委託料が18万 9,000円、備品購入費が27万 7,000円でございますが、高額療養費システム、先ほど町長の説明の中にもございましたが、この7月に健康保険法が変わりまして、10月からその実施に移されました。負担割合等が変わってきたおかげで高額療養費の人も変わってきたということでございます。

さらには、備品購入費の27万 7,000円ですが、以前、国庫補助 100%で買ったパソコンですが、老朽化してきたということで、これを新規に購入させていただきたいということでございます。

それから、次のページの保険給付費でございますか、出産育児事務費でございますが、150万円の補正増でございますが、実は推計をしながら出産費を見込んでおったわけですが、当初 600万、20人ということでしたが、再度調査してきますと、あと5人、来年の3月、出生予定でございます。そういう中、150万追加させていただきました。あと5人分でございます。

次に、10ページになりますけれども、老人保健の事務費拠出金。これも健康保険法等に絡んでまいるわけでございますが、今、精算によりますと、24万 4,000円の減額ということが判明してまいりましたもので、24万 4,000円減額するということでございます。

それから次のページ、基金の積立金でございますが、215万 6,000円補正増をさせていただきたいということでございます。

それでは、7ページへ戻っていただきたいと思います。

歳入でございます。その中の8款で繰入金。一般会計からの繰入金ということでございますが、387万 8,000円のうち、保険基盤安定繰入金 287万 8,000円並びに、3節になります

けれども、100万円、出産育児一時金の繰入金でございます。

さらに、前のページ、6ページに歳出の財源内訳になるわけでございますけれども、補正額でいきますと、387万8,000円のうち、その財源内訳といたしまして、387万8,000円の一般財源でございます。

そうしますと、合計で12億1,054万7,000円ということになります。

以上でございます。よろしくどうぞ。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第70号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成14年7月に健康保険法の一部改正に伴い、老人保健制度の負担区分判定並びに高額医療費制度が新設されたことにより、歳入では支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金の増額と、歳出では現金給付分医療支給費の増額であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 551万 1,000円増額し、歳入歳出それぞれ14億 5,513万 3,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、老人保健特別会計（第2号）の内容について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、まず11ページをお開きください。

11ページ、歳出、1款医療諸費でございますけれども、その中の1項1目 7,300番、医療給付事務でございますが、これは財源区分の変更でゼロからの……。

7,310番、551万 1,000円。説明でいきますと、現金給付分医療支給費 551万 1,000円でございますが、実は先ほどの国保会計と同じように、健康保健法が改正されたという中、新しく老人の方々にも2割、1割という老人保健受給者証が10月1日に本人のところへ到達しております。その中、その金額によりますけれども、基本的に外来ですと2割の方は4万200円以上、1カ月につきかかったときの差額、あるいは1割の方は1万2,000円とか、いろいろなパターンがございますけれども、そういうものを現金給付分医療支給費、単純に言う償還払いということになります。そのお金が必要になります。これでよいのかというのは、ちょっと私たちも初めてのケースなもので、一応、推計したのがこのお金でございます。そういうことでよろしくお願ひしたいということでございます。

7ページへちょっと戻っていただきたいわけですが、歳入におきまして、1項1目の医療費交付金でございますが、385万 7,000円。これは全体の額の70%に当たるんですが、社保基金からいただくお金でございます。

さらに、次のページに国庫からもらうお金の内容ですけれども、110万 2,000円。これは国から2割もらうということでございます。

次に、3款県支出金でございますが、27万5,000円。これは県の方から5%相当額をいただくことでございます。

さらに、次のページの10ページに繰入金として27万7,000円。ちょっと端数的にはあれなんです、基本的には5%町が負担するということになっております。

そんな中、6ページをお願いしたいわけですが、財源内訳になるわけですが、551万1,000円のうち、国県支出金が137万7,000円、その他が385万7,000円、一般財源が27万7,000円、補正額の内容でございます。

合計で14億5,513万3,000円となりますが、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第71号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億 9,948万 5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出では、介護認定申請件数の伸びに伴い主治医意見書作成料を34万円、住宅改修費申請件数の伸びに伴い介護住宅改修負担金を 306万 3,000円、過年度分第1号被保険者還付金52万 7,000円をそれぞれ追加するものです。

歳入につきましては、現年度分保険料の調定見込みがほぼ確定いたしましたので、介護住宅改修負担金及び過年度分第1号被保険者還付金に充当するため 359万円、主治医意見書作成料に充当するため事務費繰入金を34万円をそれぞれ追加するものです。

詳しい内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） それでは、内容についてご説明いたします。

9ページをお開きください。まず歳出から説明いたします。

総務費、3項2目認定調査事務34万の補正増、496万とするものです。これにつきましては役務費の34万円で、主治医意見書作成料であります。

今現在、月平均50件ほどの主治医意見書作成があります。それが若干この先上回る可能性もありますので、34万円ほど追加させていただきたいと思っております。

続きまして10ページですが、保険給付費、1項6目居宅介護住宅改修費給付事務 306万 3,000円を補正増いたしまして、656万 3,000円とするものです。これにつきましては、要介護認定を受けた方が手すりであるとかスロープであるとか住宅を改修する費用であります。1人20万円が限度になっております。今現在、10件ほどの申請がありますが、それから先まだ見込みまして、総額26件程度の申請を見込みまして、306万 3,000円を追加するものであります。

6款諸支出金2項3目第1号被保険者保険料還付金52万 7,000円の増で63万 1,000円。第

1号被保険者の保険料の還付金であります。これにつきましては、社会保険庁の方からの年金支給に当たりまして、死亡された方の場合には年金を2カ月支給するものですから、その分を社会保険庁へ戻すのか本人の方へ行くのかという事務関係がずっと介護保険制度がスタートしてからできませんで、本年になってやっと社会保険庁の方からの処理がスムーズになってきたということで、本年、急激にこの部分がふえまして、52万7,000円追加させていただくものであります。

続きまして、歳入を説明いたします。7ページをお開き願いたいと思います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料 359万円増いたしまして9,577万4,000円。現年保険料分として359万円であります。この中身が、特別徴収保険料を759万5,000円減額いたしまして、普通徴収保険料を1,118万5,000円の増であります。

この特別徴収は、18万以上年金を受給している人につきましては社会保険庁の方から参るわけですが、この普通徴収が当初は生活保護者、あるいはまた遺族年金等の人たちの保険料というようなことでありましたけれども、それで見込みが50万というか、非常に少ない部分でありましたが、4月から65歳に到達した人については、翌年10月からの年金から徴収すると。ですから、一番長い人で1年半、短い方は、3月になりますとその年の10月から特別徴収になるということで、非常にその期間が長いものですから、そういう方が非常にありまして、1,118万5,000円の増ということになりました。トータルで359万円の増額であります。

8ページ、繰入金ですが、提案説明もありましたように、一般会計の繰入金を34万円、事務費等の繰入金に充当したいと思います。

6ページをお開き願います。

393万円補正増いたしまして、6億9,948万5,000円とするものです。

財源内訳につきましては、一般財源が393万円であります。

以上で説明を終わります。

議長（**藤田**国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本君。

4番（梅本和**隆**君） 10ページの居宅介護住宅改修費負担金。これは1人と言いましたけれども、1人なんですか、1件なんですか。

健康福祉課長（土屋 敬君） 1件が20万円。1軒の家で20万円。

議長（藤田国広君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議第72号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第72号 平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を 104万 6,000円、水道事業費用を 229万 2,000円おのおの増額するものでありますが、詳細につきましては水道課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 水道課長。

水道課長（渡辺 正君） 初めに、11ページをお開きください。

平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書。初めに、収益的収入及び支出のうち、収入であります。

1款水道事業収益であります。104万6,000円を増額しまして、2億7,900万8,000円とするものでございます。

内訳としましては、1款営業収益2目の受託工事収益を100万円増額します。内訳は、給水装置工事収益金でございます。

3目その他営業収益3万円。これは、水道使用証明等の手数料でございます。

2項営業外収益1万6,000円で、これは消費税還付金であります。

続きまして、12ページをお開きください。

1款水道事業費用、補正額229万2,000円を増額しまして、2億8,397万5,000円とするものであります。

内訳としまして、1項営業費用2目受託工事費100万円です。これは給水装置工事費でございます。3目の総係費40万3,000円を減額します。これは人事異動及び給与改定に伴うものでございまして、給料、手当、法定福利費、21節の印刷製本の増減によるものであります。

続きまして、4目簡易水道等費です。169万5,000円を増額します。内訳としましては、人事異動及び給与改定によりまして、給料、手当、法定複利費の増によるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第72号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会中の継続調査申請書の件

議長（藤田国広君） 日程第17、閉会中の継続調査申請書の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務財政委員長、文教厚生委員長及び産業土木委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 議員派遣の件

議長（藤田国広君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣申し出の件及び町村議会議長会主催による研修会等の開催通知がありました。

お諮りいたします。

議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

閉議及び閉会宣告

議長（**藤田**国広君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

12月定例議会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成14年南伊豆町議会12月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 1 1 時 3 4 分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙